

第2回古平町議会定例会 第1号

平成27年6月23日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第30号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 5 議案第31号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案
- 6 議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第33号 除雪用建設機械の取得について
- 8 議案第34号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 9 議案第35号 後志広域連合規約の一部を変更する規約について
- 10 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 12 陳情第3号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情
- 13 陳情第4号 「小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書」の採択を求める要請書
- 14 陳情第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行についての陳情書
- 15 陳情第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める陳情書
- 16 陳情第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める陳情書
- 17 一般質問
- 18 所管事務調査通知書
（総務文教常任委員会）
- 19 所管事務調査通知書
（産業建設常任委員会）
- 20 委員会の閉会中の継続調査申出書
（議会運営委員会）
- 21 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見書案3号 憲法を守り、集団的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見

書

- 2 意見案第4号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書
3 意見案第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書
4 意見案第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書
5 意見案第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書

○出席議員（9名）

議長10番	逢見輝	続君	2番	堀	清君
3番	真貝政	昭君	4番	岩間修	身君
5番	寶福勝	哉君	6番	池田範	彦君
7番	山口明	生君	8番	高野俊	和君
9番	工藤澄	男君			

○欠席議員（1名）

1番 木村輔宏君

○出席説明員

町	長	本	間	順	司	君
副	町	田	口	博	久	君
教	育	成	田	昭	彦	君
総	務	藤	田	克	禎	君
企	画	小	玉	正	司	君
財	政	三	浦	史	洋	君
民	生	和	泉	康	子	君
産	業	宮	田	誠	市	君
建設	水道	本	間	好	晴	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	佐	々	木	容	子
産	業	井	本	将	義	君
総	務	高	野	龍	治	君
財	政	瀬	野	裕	人	君
医	療	稲	垣	雄	一	君
水	産	田	名	辺	信	行

○出席事務局職員

事務局 長

議事係長兼總務係長

本 間 克 昭 君

中 村 貴 人 君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（本間克昭君） 本日の会議に当たりまして、出席状況をご報告申し上げます。
ただいま議員9名が出席されております。

1番木村議員につきましては、所用のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり9名の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、堀議員及び3番、真貝議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（逢見輝統君） ここで、去る6月19日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○議会運営委員長（真貝政昭君） それでは、私のほうから去る6月19日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月23日から24日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

5件ほど上がっております陳情でございますが、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式で、質問回数は1件3回まで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月23日から6月24日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月23日からあす6月24日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成26年度2月分から5月分、平成27年度4月分から5月分の例月出納検査結果、平成27年北後志消防組合議会第1回定例会議決結果、平成27年北後志衛生施設組合議会第1回定例会議決結果、平成27年第2回後志広域連合議会臨時会議決結果、平成27年北しりべし廃棄物処理広域連合第1回臨時会議決結果の5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。本日、平成27年第2回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、補正予算案が1件、条例案件が2件、財産の取得案件が1件、計画の変更と規約の変更が各1件ずつ、他に報告が1件と人事案件が1件の計8件でありまして、詳細につきましては上程の際にご説明申し上げますので、それぞれご審議の上、ご決定、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、定例会でございますので、恒例により議案審議に先立ち行政報告を申し述べさせていただきますと存じますので、しばらくの間お聞き取りを願います。

4年ぶりの統一地方選挙が終わり、ようやく静けさと落ちつきを取り戻した中で、年度の切りかえとともに各種団体等の総会などにおいて人事の交代なども行われており、それぞれが新たな気持ちで動き出そうとしているきょうこのごろであります。

現在日経平均株価が2万円を境に乱高下する中、有効求人倍率がリーマンショック以前の状況にまで回復し、賃上げについても徐々に裾野が広がっている状況にありますが、地方にあってはまだまだその恩恵に浴するまではほど遠く、先般日本世論調査会が全国で行った面接調査では、大都市

と地方の経済格差が拡大したと答えた方が約77%だったそうであります。とりわけ北海道の景気は落ちるときは最も早く、回復は最後と昔からよく言われておりますが、特に本町にあっては長く続いた不況のしわ寄せとも言える昨年の水産加工業界の破綻、加えて近年の日本海漁業の不振は景気回復への最大の足かせとなっており、今後においても尾を引くことは明らかでありますので、今の人口減少問題と同様に、この悪化状態を少しでも抑制できるよう努力をしなければならないのであります。

それでは、初めに総務関係から申し上げます。冒頭申し上げました4月に行われた統一地方選挙であります。4月12日執行の北海道知事選挙及び同日26日執行の町議会議員選挙の投票結果につきましては次のとおりでございました。上記のとおり期日前投票は、いずれも前回4年前の投票率を大きく上回りましたが、最終投票率はほぼ横ばいという結果となっており、これは本町だけに限らず、全道的な傾向でありました。なお、ご承知のとおり後志選挙区の道議会議員選挙につきましては、立候補者が定数を上回らなかったことにより選挙は実施されておられません。

次に、マイナンバー制度についてであります。マイナンバーは複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるものであり、社会保障や税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）であります。ことしの10月から町民の皆様一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、来年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で利用されることとなりますが、先般日本年金機構において不正アクセスによる個人情報流出事故があったことから、本町としても総務省から通知のあった不正アクセスへの対処方法、あるいはコンピューターシステムの整備事業を進めるに当たっては、業者と協議をしながら対処方法の検討を進めてまいります。

次に、沖町住民センターの建設であります。4月30日に用地測量をHRS株式会社に、実施設計を株式会社サン設計に発注したところであり、事業は順調に進捗いたしております。6月8日にはサンプル図面を住民に検討していただき、間取りが決定したところであり、お互いの親睦と交流の場として諸会合や談話、レクリエーション、特に災害時の避難所として地域住民の安全、安心に寄与するものであります。

なお、今定例会に補正予算で計上しております福祉バスの購入事業であります。現在使用中の福祉バスは平成5年11月の導入から既に21年7カ月が経過し、部品の経年劣化等が進んでいる中、このたび手ごろな中古車の紹介がありましたことから購入することとし、安全性や快適性の向上を図りながら継続的な運行を目指してまいります。

続きまして、企画関係について申し上げます。政府は、昨年12月に少子高齢化、人口減少に歯止めをかけ、さらには東京圏への人口集中を是正しながらそれぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目的としたまち・ひと・しごと創生法を制定したところであり、都道府県を含む全市町村に2060年までの人口動向や将来人口を推計する地方人口ビジョン、さらには今後5カ年の政策目標、施策をまとめた地方版総合戦略の策定を求めています。地方への財政支援として補正予算を編成し、地域住民生活等緊急支援交付金として地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つの交付金を設け、平成27年度分として本町には合

わせて4,327万2,000円が配分されたところでもあります。総合戦略の策定につきましては、ことし1月に町長を本部長とする古平町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、5回ほど本部会議を開催した中で、緊急支援交付金の事業メニューを決定するにとどまっていたところではありますが、このたび総合戦略を策定するに当たっての支援業者として株式会社ぎょうせいと契約が調ったことから、今後町民と産学官金労言の有識者による古平町まち・ひと・しごと創生推進委員会を設置し、意見を伺うとともに、内容を調査、検討していただきながら今年度中に策定を終え、平成28年度予算には反映させたいと考えております。

次に、本町の主幹産業である水産加工業の支援を目的に、昨年9月から始めたふるさと納税（寄附金）は、税制改正によって減税額の上限が個人住民税所得割の1割から2割に拡大されており、さらに国と地方が一丸となって進めているふるさと創生の推進事業の一つとして位置づけられていることから、全国の市町村で相次いで取り組み始めているところでもあります。現在本町で提供しております贈呈品は、5事業所の9品目を用意しておりますが、人気に大きく濃淡があることや創業事業所の新たな参加、さらには年明け1月から寄附件数が大きく落ち込んでいることから、各事業所に情報提供等を行いながらしっかりと意見交換をし、よりよい制度に拡充すべく取り組みを行っているところでもあります。今後もこの制度を活用し、水産加工業者の販売促進やPRに貢献してまいりたいと考えております。

次に、昨年8月の大雨によって広島市、北海道礼文島で相次いで土砂災害が発生し、この災害で大きく取り上げられた土砂災害（特別）警戒区域の指定でございますが、本町ではことしの3月に該当区域の住民を対象に説明会を開催したところであり、その後4月14日付で町内の5カ所が土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害（特別）警戒区域に指定されております。なお、指定区域以外にも町内には危険箇所はまだありますが、北海道が測量等の基礎調査を行った結果をもとに指定するものであり、住民の安全、安心のためにも基礎調査の早期実施を道に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、税財政関係について申し上げます。去る5月31日をもって出納整理期間が終了しましたが、次の表のとおり平成26年度の各会計決算が確定いたしましたので、報告いたします。一般会計の歳入歳出額が9,600万円の黒字となった要因を最終予算（翌27年度に繰り越した8,000万円を除く）とした場合でございますが、歳入では対予算比7,700万円の減収となり、うち道支出金が4,200万円減、基金繰入金金が8,700万円減、地方交付税は5,200万円の増でありました。また、歳出では予算不用額が1億7,300万円で、うち総務費900万円、民生費3,500万円、労働費3,800万円、農林水産業費1,300万円、商工費1,100万円、土木費3,200万円、教育費900万円などとなっております。

次に、平成27年度の賦課状況につきましてご報告を申し上げますが、個人町民税の納税通知書につきましては特別徴収分を5月15日に、普通徴収分を6月1日にそれぞれ発布したところであり、その調定内容は次のとおりであります。

本年度の個人町民税は、当初調定額で対前年度比138万円増、率にして1.9%と3年ぶりの増加となっております。また、本年度の固定資産税は評価がえの年であったことから、土地の下落が大きく影響したものであり、家屋については新築3棟あるものの、減失が30棟もあって減少しており、

償却資産につきましても水産加工業者の廃業によって減少したものであります。さらには都市計画税につきましても同様の要因となっており、軽自動車税につきましてもこれまでの増加傾向がとまり、微減となっております。

続きまして、民生関係について申し上げます。毎年7月の1カ月間を社会を明るくする運動の強調月間として、北後志地域が5カ町村の持ち回り制でさまざまな運動を展開しておりますが、第65回目を迎える今年度は本町が当番で、その実施主体となる推進委員会の事務局となっております。

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をサブタイトルとし、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であります。去る6月12日、北後志5カ町村と余市地区保護司会などの更生保護に携わる関係団体が構成する北後志推進委員会においても、来る7月8日に5カ町村訪問車両パレードを、同29日には北後志住民集会を当町文化会館において開催することが決定しております。また、当町のみ住民集会につきましては同24日を予定しており、古平町の小中学生から募集した標語、作文の優秀作品を表彰することとしております。

次に、今定例会に提案しております国民健康保険税の賦課限度額等の改正であります。昨年引き続き中低所得者層の負担を考慮した地方税法施行令の改正に伴うもので、高所得者にさらなる負担を求めることにより、中間所得層に配慮した保険税設定が可能となるものであります。この件につきましては、去る6月2日に古平町国民健康保険税審議会に諮問したところでありますが、その限度額を医療分につきましては51万円から52万円に、後期高齢者支援金分にあっては16万円から17万円に、介護納付金分にあっては14万円から16万円にそれぞれ引き上げるとともに、2割、5割の軽減対象者を拡大するものであり、諮問どおりの答申をいただいております。なお、詳細につきましては上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

次に、戸籍の電算化につきましては、既に3月7日に稼働し、9日からの窓口交付も順調に推移しているところであり、今後においてもさらに住民サービスの向上に努めるとともに、除籍、改正原戸籍等につきましても引き続き本年10月の稼働を目指し、移行作業に着手してまいります。

次に、小型家電リサイクルについてであります。古平町ではこれまで燃やせないごみとして家庭から出された家電等をクリーンセンターにおいて手作業で可能な限り金属を取り出し、鉄くずを処理する業者に売り払うことによって埋め立てられる廃棄物の量を少なくし、最終処分場の使用期限を大幅に伸ばしてきております。しかし、平成25年から小型家電の再資源化の促進を目的とした小型家電のリサイクルに関する法律が施行され、鉄くずとして売り払うのではなく、法によって認定された業者に適切に処理してもらうこととなっております。また、3月に環境省に申請しておりました平成27年度小型電子機器等リサイクル構築実証事業（町村提案型）が去る5月4日付で採択となりましたことから、今後は環境省と共同で事業を実施することとなり、回収開始は8月を予定しておりますが、詳細につきましては広報等で町民の皆様へ周知してまいります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。平成26年度のごみ焼却施設の運転状況と北後志リサイクルセンターの受け入れ状況が報告され、ごみ焼却施設における6町村の受け入れ総量4万1,234トンのうち、古平分は全体量の1.87%、約771トンで前年比6.4

%の減となっております。また、北後志リサイクルセンターの資源物の受け入れ量は1,366トン、うち古平分は117トンで前年比3.4%の減となっておりますが、ごみの量は直接広域連合への負担に反映されることから、今後においても減量化に向けた方策を進めてまいり所存でありますので、町民の皆様方のご協力を切にお願い申し上げます。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。まず、高齢者複合施設ほほえみくらすの運営状況についてであります。昨年4月、単身世帯が20世帯と夫婦世帯の3世帯を合わせ23世帯26名の方が新たな生活をスタートさせた入居者の皆さんにとっては、それまでとは勝手の異なる住環境に戸惑いと混乱があったものの少しずつ新しい環境になれ、最近では施設内の設備や備品を活用しながら活発で、しかも落ちついた生活を送られているようであります。また、2階の介護支援事業部門の古平福祉会が自主運営する運動器特化型デイサービスでは、本年3月までの1年間で延べ564名の方が利用し、毎月1回、休所日に入居者を対象に実施した運動教室でも毎回3ないし5名の方が利用されており、さらに1階の地域交流事業部門で古平福祉会が自主運営する食堂、喫茶では、入居者とその家族や知人、友人が昼食をともしたり、一般町民の方のみで利用している状況を目にすることが多く、本年3月までの1年間で延べ3,304名の方が利用している状況にあります。旧高校校舎を改修し、高齢者福祉及び障害者福祉並びに地域交流を総合的に運営するといったこれまでに例を見ない試みとしてスタートした本施設であります。暗中模索の中で指定管理者とともに知恵を絞りながら1年を経過したところであり、これまで入居者、または来館者がより安全に安心して利用いただけるように細かな施設改良を重ねてきた経費など、運営経費の見直しに伴う平成26年度指定管理料の追加負担並びに平成27年度以降の運営方法見直しに伴う指定管理料の増額につきまして、本定例会において補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、地域医療の確保についてであります。平成28年4月以降における本町の医療体制については、昨年5月に地域医療推進方針を策定の上、北海道保健福祉部や北海道病院協会の協力を得ながら道内の医療法人等へ誘致活動を行ってきた経緯等について、去る6月11日に開催された議会全員協議会で報告したとおりであり、町立診療所開設まで10カ月足らずとなっていることから、本定例会に古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案を提案し、開院に向けた準備作業を鋭意進めてまいりたいと思っておりますので、これが上程の際にはよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

また、後志地域において安全に出産でき、安心して子育てができる医療環境づくりを目的に、平成22年度から小樽、北後志6市町村が協同で小樽協会病院に設置されている地域周産期母子医療センターの安定運営に対する財政支援を行ってきている状況にありますが、既に新聞報道等でご承知のとおり昨年11月に医師の退職に伴う後任医師の確保が困難となり、本年7月以降の分娩ができなくなる問題に関し、この間小樽、北後志6市町村を初め後志全町村が一丸となって北海道に対する要請など医師確保対策に取り組んでいるところであります。本年5月には退職予定であった2名の医師のうち1名が残留する見込みではありますが、いまだ再開のめどが立っていない状況であり、これが早期解決を図るべく関係市町村の一員として積極的にかかわってまいりたいと考えております。なお、小樽市と近郊の有志で発足した後志の周産期医療を守る会は、小樽市医師会内に事務局

を置き、4月下旬から2万人を目標に署名活動を実施しておりますが、6月12日現在で目標の2.5倍となる5万116名分の署名が集まったところであり、当町においてもこれに賛同して5月中旬から月末にかけて実施したところ、835名の町民から署名をいただいたことを申し添えておきます。

次に、5月17日、18日の2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した春の住民健康診査にかかわる結果につきましては、別表に取りまとめておりますように、受診者数は昨年同時期と比べて4名少ない129名の方々が受診されておりますが、基本、特定健診の結果では異常なしの比率が1.6%と相変わらず低い状態でありますので、ぜひとも指導や精密検査を受けられるようお願いしたいと思っております。また、特定健診の結果につきましては受診者80名のうち、男女合わせてメタボ該当者が14名、予備群が11名の合計25名で、うち特定保護指導対象者は積極的支援が2名、動機づけ支援が5名となっており、それ以外の方は現在治療中などの理由で特定保健指導の対象外となっているものであります。この結果、古平町のメタボの状況としましては、該当者の数では昨年と逆で男女が入れかわり、女性が辛うじて全国水準を下回ったものの、男性のほうが上回り、予備群にあっても昨年とは逆で、男女ともに全国水準を下回っております。なお、事後指導につきましては医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を昨日と本日の2日間で実施しているところであります。

続きまして、産業関係について申し上げます。最初に、農業関係であります。今春は雪解けが早く、晴れた日が続いたこともあって、現在の作物の生育状況は例年並みであります。水稻の作付につきましては、5月18日に田植えが始まり、6月12日には9戸全てが終了したところであり、本町の特産品でありますハウスイチゴの収穫につきましても特に天候の影響もなく、例年どおり順調に出荷されております。また、国が行っている経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定化に向け、とりわけ本町につきましては米について、需要に応じた生産の促進と水田農家の全体としての所得の向上によって農業経営の安定を図るため、平成26年産米から米の直接支払い交付金が10アール当たり7,500円に半減されましたが、平成27年産米につきましても平成29年産米までの時限措置としてこれが継続されているところであります。

次に、林業関係であります。本町は森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させることを目的に山づくりを進めており、今年度の事業であります森林環境保全事業（歌麩地区の更新伐事業）につきましましては去る6月12日に入札を行い、ようてい森林組合が199万8,000円で落札し、工期を8月31日として契約を締結したところであります。

次に、水産関係であります。東しゃこたん漁業協同組合では、去る3月1日に製氷貯水施設が新たに完成したことにより、昨年から本稼働となった荷さばき施設とあわせ、水揚げされた漁獲物をブランド商品として消費者に供給するべく、一丸となって衛生管理に努めているところであり、8月には荷さばき施設の背後用地の一部未舗装部分の舗装工事も完了する予定で、名実ともに衛生管理型埠頭が完成する運びとなっております。また、東しゃこたん漁業協同組合古平地区浅海漁業部会が主体となって例年実施しておりますウニ種苗放流事業につきましては、知内産エゾバフンウニの人工種苗15万粒を中間育成するため、去る5月19日に古平漁港内の静穏域に設置した育成かごに收容したところであり、今後種苗の状態や水温を監視しながら、7月上旬をめどに放流するとの

ことであります。さらに、同組合では6月17日に羽幌町から搬入されたニシン稚魚4万9,000匹を古平漁港から放流しており、今後の来遊を期待しているところであります。

次に、東しゃこたん漁業協同組合古平地区の平成26年度の水揚げであります。数量では対前年度比1,216トン減の2,791トン、金額では約2,600万円減の11億5,000万円となり、主な要因としてはスケトウダラ刺し網の休漁により水揚げ数量に大幅な減少が見られたものの、ウニやホッケが高値で取引されたことによりほぼ前年度に近い水揚げ金額となりました。また、国直轄事業での古平漁港の整備であります。旧製氷施設前面の積み残し分でありますマイナス4.0メートル岸壁の機能保全のための改良及び斜路の補修につきましては、今月下旬に入札が執行される予定となっております。なお、道の日本海漁業振興基本方針に基づく日本海漁業の振興対策であります。道から6月1日付で道職員の派遣を受けたところであり、現在漁協や積丹町と連携を密にしながら、日本海漁業振興緊急対策事業補助金を活用した増養殖事業の推進について事業内容の精査に取り組んでいるところであります。

次は水産加工関係で、古平町水産加工業協同組合等の経営破綻から1年が経過したところですが、昨年末までには2社が新たに創業を開始し、本年3月からは余市町の水産加工会社が本町において創業を開始するなど明るい話題もありました。なお、この間の雇用対策を初めとする各種支援事業等の総括につきましては、後ほど改めてご報告させていただきます。

次に、商工関係であります。古平町商工会の通常総会が去る5月15日に開催され、今年度の事業計画等と任期満了に伴う役員の変更が行われる中、古平町マスコットキャラクター「ふるっぴ〜」の着ぐるみが披露され、以降札幌古平会、交通安全啓発、小学校の運動会、漁協祭等々幅広くその活動範囲を広げ、6月12日にはHBCテレビ番組「今日ドキッ！」でも放映されており、今後の活躍を期待しているところであります。また、今年度1回目のプレミアム商品券の販売につきましては、5月28日をもって1セット1万円で1万2,000円分の商品券2,000セット全てが完売されたところであり、2回目の販売は9月30日から3,000セットの販売が予定されております。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の平成26年度の利用者数につきましては、対前年比2.0%減の6万2,632人でほぼ横ばいで推移しているところであり、本町にとっては数少ない観光施設の一つでもあることから、今年度においても閑散期の割引回数券の発行やししゃこたん半島広域湯めぐりスタンプラリーに協賛するなど、広域的な集客体制の構築を進めてまいります。さらには、先般ことしで4回目を迎えるふるびら温泉しおかぜ夏祭りについての1回目の打ち合わせ行い、開催日を8月1日に設定したところであり、これまで以上に創意工夫を凝らしながら集客に努めてまいります。また、家族旅行村とあいランド広場パークゴルフ場につきましては、両施設ともに去る5月1日にオープンし、ふるびら温泉を含むこれら町の観光関連3施設の5月期の利用状況はそれぞれ前年同時期を上回った状況で推移しております。

一方、5月27日には古平町観光協会の通常総会が開催され、今年度の事業計画等と任期満了に伴う役員の変更が行われております。また、第1回目の東しゃこたん漁協祭が去る6月14日に開催されましたが、互いに連携し、より多くの協賛参加出店をいただきながら集客の拡大を目指すべく、今年度も9月までの計4回の開催を計画しているところであります。ちなみに、14日に開催した漁協

祭の来場者数は、昨年と比べて30%増の2,600人ほどの集客を見たところであり、この要因としては天候に恵まれたことはもちろん、ラジオ、テレビのPRがきいているほか、新鮮な魚介類の販売やその場で気軽に焼いて食べることができる等、これまでの実績が町内外の方々にも認知されてきた結果と思われ、今後の開催にも期待しているところであります。

続きまして、建設水道関係について申し上げます。本町に関係する平成27年度の国が行う公共工事の概要を申し上げますが、本町住民の日常生活圏域にかかわる主な事業の概要は次のとおりであります。①、国道5号の新忍路トンネル小樽側坑口掘削工事は、平成29年2月までの工期で現在の進捗率は52%となっております。②、国道5号余市栄町改良工事を株式会社福津組が5,573万円で受注しており、工期は平成28年1月末であります。③、国道229号積丹町美国橋かけかえ工事を協成建設工業株式会社が1億6,848万円で受注し、工期は平成28年3月であります。

次に、北海道で行っている工事ではありますが、平成27年度の事業の概要は次のとおりであります。①、古平川流下阻害解消工事は、昨年度に継続して古平大橋から古平中学校体育館までの区間の堆積土砂を掘削する予定で、9月の発注予定となっております。②、丸山川砂防工事は、昨年完成した1号堰堤の下流に落差工と帯工をそれぞれ1基ずつ施工する予定で、8月の発注予定であります。なお、上記以外の工事につきましては以下のとおりでありますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、古平町が実施する工事ではありますが、去る6月15日に除雪車購入の仮契約を締結し、本定例会に契約締結の議案を提出しておりますので、よろしくご決定を賜りたいと存じます。その他、主な工事等の契約状況につきましては以下のとおりでありますので、後ほどお目通し願いたいと存じます。

次に、今後の発注予定の工事等ではありますが、清川団地の建てかえにつきましては国交付金が減額となったため、2棟8戸を1棟4戸に計画変更して施工することとし、7月2日の入札を予定しております。

なお、高齢者複合施設アクセス道路の整備につきましては、さきの議会全員協議会で説明いたしましたとおり、現道の高校通線を線形改良するべく、本定例会に実施設計費の追加計上をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、教育委員会関係について申し上げます。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化を図ることなどを目的とする本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行され、改正の柱の一つであります新教育長の任命について、本町では去る4月1日付でこれを行い、改正法のもとで教育委員会の新体制がスタートしたところであります。

今回の改正により、首長の教育行政への責任と役割が明確にされたところであり、今後は国の教育振興基本計画を踏まえながら、本町の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する目標や施策の方針となる大綱を策定していくこととなりますが、去る6月19日に第1回の古平町総合教育会議を開催し、大綱策定に当たっての基本的な考え方や教育現場での課題などについて教育委員会と協議、意見交換を行ったところであります。言うまでもなく、教育は町づくりの基本となる人材を育

てるという将来への投資であり、町民の意向を尊重しながら教育委員会とより一層連携を深め、本町の教育の発展、充実に取り組んでまいり所存であります。

明24日に今国会の会期末を迎える中で、昨日政府はその会期を大幅に延長したところであり、1年前には政府与党間で白熱した議論が繰り返された集团的自衛権行使をめぐる憲法解釈の変更の問題でありましたが、その後与党間の合意の中で閣議決定された安全保障法案の成立が今国会の最重要課題と位置づけられ、会期の大幅延長となったものであります。過激派集団ISの台頭や中国による海洋圏域の拡大、そして北朝鮮の核開発問題、さらには依然として解決の糸口が見えない中東情勢など渾沌とする国際情勢の中で、戦後70年を迎える我が国であります。今後いかにして他国と協調しながら国の安全を守っていくのか、岐路に立たされているところであります。

これまで申し述べてきましたように本町を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、道などからのご支援もいただきながら各関係機関と連携し、少しでも前進するよう努力を重ねてまいりますので、議員皆様方の特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告いたします。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。平成27年第2回古平町議会定例会の開催に当たりまして、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、3月13日に古平中学校の卒業証書を授与された3年生の公立高校の合格発表が17日にあり、25名の卒業生の進学先は次のとおり決定いたしました。

4月2日に小学校の校長を含め、4名の転入教職員の辞令交付式を終え、4月6日に小中の入学式がとり行われ、新1年生は議員皆様初め多くのご来賓の方々、教職員に見守られる中、緊張した面持ちで入場しながらも、新入生紹介では担任から名前を呼ばれて元気に返事をしておりました。小学校23名、中学校16名の新入生を迎え、古平小学校児童数100名、古平中学校生徒数52名で新年度をスタートしました。教職員については、小学校で育児休業職員が1名おり、期限つき教職員を配置して対応してまいります。本年度より小学校での指導工夫改善教職員の加配がなくなる一方、新たに中学校へ初任者巡回指導教諭が加配措置され、小学校16名、中学校13名の教職員等と学習面において理解が不十分な児童生徒の個別指導を目的に町独自で採用している特別支援員4名で学校、学級経営に当たってまいります。平成27年度の各学年の児童生徒数、担任名等については次のとおりであります。

3月26日に教育委員、校長教頭会の合同会議を開催し、平成27年度に向けての学校経営について小中の教頭から説明いただき、学校の現況や学校運営推進に当たっての成果や課題と問題解決、特に小中ともに基礎学力、学習習慣の定着への取り組みについて互いに情報共有を図りながら問題解決を推進していくことを確認することができました。

9回目となる全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に、去る4月21日に全国の小中学校で一斉に国語、算数、数学に本年度は理科を加えて行われ、本校でも小中全員が受験

しました。調査結果については8月下旬に文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委では14管内別の平均点の公表を行う予定と伺っております。

昨年度の小学校で使用する教科書採択に続き、平成28年度から中学校で使用する教科書採択を行うに当たって、去る5月20日に開催された教育委員会において、第4地区教科書採択教育委員会協議会への古平町教育委員会代表委員を選任し、5月27日に第1回目の協議会が開催され、今後担当教職員等で構成される調査委員会の意見を聞きながら、8月上旬を目途に採択する予定であります。採択に当たって6月19日から7月2日まで、文化会館ロビーにおいて各発行者の教科書展示を行っておりますので、議員皆様にはぜひ閲覧いただき、ご意見をいただければと思っております。

5月30日に行われた小学校の運動会は、絶好の運動会日和の中、「最高の140周年にするために、協力して全力でがんばろう！」をスローガンに掲げ、全児童が個人や団体競技に全力で取り組んでいました。6月7日に行われた中学校の体育大会は、「SPIRIT」をスローガンに各学年それぞれが体育大会目標を掲げ、学年対抗競技に取り組み、全校生徒が1つになるような体育大会となりました。議員の皆様には、お忙しい中子供たちに激励をいただき、ありがとうございました。

学校給食関係では、地場産物を取り入れた給食は、児童生徒が地元の産業や流通に対する関心を深め、郷土を愛する心を育むなど教育効果が期待されることから、以前にも増して積極的な活用を図り、給食だよりの配付や栄養教諭による給食指導を取り入れ、地元産カレイやホッケなどを使ったメニューは子供たちからも評判がよく、常に完食となっております。

6月18日に平成27年度の学校給食センター運営協議会が開催され、本年度においても給食費の値上げをせず、現給食単価で実施してまいります。ちなみに、平成26年度の給食実施日数は小学校が199食、中学校が197食で、給食費の滞納はありませんでした。

次に、生涯学習、スポーツについてであります。青少年教育並びに高齢者教育の一環として行っている少年少女わんぱく王国とたけなわ学級は、登録者、わんぱく49名、たけなわ30名を迎えて4月29日に開講式を行い、今年度もそれぞれ10回程度の事業を展開してまいります。集中した学習環境の提供と生涯学習の立場から学習支援を行うことにより、児童の学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に行っている放課後ふるびら塾には年々登録者がふえてきており、本年度は42名の登録があり、町内在住の3名のボランティアの方が毎週木曜日午後から低学年と高学年に分けて指導いただいております、これが家庭学習につながっていくことを期待するところであります。

4月18日に古平野球スポーツ少年団の結団式が行われ、17名の選手が加入いたしました。ことしは選手一丸となって後志大会での優勝を目指して冬場から練習に励んでおり、全道大会への出場が期待されるところであります。なお、後志大会1回戦の対戦相手は20日午前9時30分から京極町運動広場において、共和町北辰小学校スポーツ少年団に決定しました。この後でございますけれども、1回戦の北辰小学校には10対ゼロでコールド勝ちしたのですが、2回戦で黒松内スポーツ少年団と対戦いたしまして、6対7で惜敗しております。なお、昨日行われた決勝で黒松内スポーツ少年団が優勝しております。

平成27年度の古平町体育連盟評議員会が5月27日に開催され、役員改選が行われ、全員再任されました。なお、体育連盟に加盟する団体、人数は次のとおりであります。

6月2日に海洋センタープールがオープンし、当日無料開放しましたが、例年より少ない25名の町民の方々が利用していました。本年度においてもプールを活用した健康教室や水中ウォーキング、児童対象の水泳教室を取り入れ、期間中有効に使用してまいります。なお、開放期間は9月30日までを予定しております。

例年体育の日に開催している古平ロードレース大会の第1回目の実行委員会を去る6月16日に開催し、役員や組織体制が決定しました。記念となる第40回の大会の成功に向けて、今後は昨年度の反省等を踏まえ、早い段階から準備を取り進めるなど体育連盟加盟団体から組織される実行委員会と連携を密に取り進めていかなければなりません。

児童生徒の生きる力を育むには読書活動の必要性が求められることから、議員皆様のご理解をいただき予算措置された学校図書館司書採用面接を行い、本年度4月より有資格者を配置することができました。過去の全国学力・学習状況調査の結果を分析しても、本町の子供たちの読解力の低さは顕著にあらわれており、これが朝読、家読運動の推進につながっていくことを期待するものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地域の教育の課題やあるべき姿を首長と教育委員会の意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、新たに総合教育会議の設置が義務づけられ、本町においても4月1日より古平町総合教育会議設置要綱を定めたところであり、その第1回目の会議を去る19日に開催し、今後の運営や大綱の策定に向けて協議し、当面の教育課題についての共有を図ることができました。

教育委員会の所管する全ての外郭団体が平成27年度の総会を終了し、それぞれの団体活動が展開されてまいります。教育委員会としても、教育行政執行方針に基づきながら、昨年度以上に学校教育、文化、スポーツ活動の充実を図ってまいりますので、議員皆様のお力添えを賜りたくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時03分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第30号

○議長（逢見輝統君） 日程第4、議案第30号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第30号 平成27年度古平町一般会計補正

予算（第1号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

これにつきましては、先ほどの行政報告にもございますように福祉バスを購入する点、またほほえみくらすの部分で初年度1年間終わりましたので、その精算に基づきまして経費を補填する部分、また加工協の冷蔵庫の部分の買い取りの部分関係経費でございます。それと、高校通線の実施設計の部分、これが金額的に主なものとなっております。さらに、3月の定例会で国の消費喚起、地方創生の交付金がつきまして、それに見合う部分を26年度の予算に計上させてもらっております。27年度の分にもものっている部分がございますので、これにつきましては6月の定例会で減額するというご説明いたしましたので、その部分を減額するものでございます。

歳入歳出予算の補正としましては、既定の予算に1,868万3,000円を追加しまして、総額を35億7,368万3,000円とするものでございます。

補正の金額等につきましては、2ページ、3ページにございます第1表のほうに記載してございます。また、地方債の補正も必要でございますので、こちらにつきましては4ページの第2表のほうに載せてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。2款1項5目財産管理費、既定の予算に689万円を追加しまして7,909万5,000円とするものでございます。18節福祉バスの購入費689万円でございます。現在あります町のバス、平成5年車でございます。21年経過ということで、走行距離も18万キロ以上になっております。てごろな物件がありましたので、行政報告では中古車とありますけれども、26年12月の初動登録でございますので、新古車ということでの計上させていただいております。乗る人数は29人乗り、現在のものと同じでございます。

続いて、6目企画費、既定の予算に131万8,000円を追加して、7,150万6,000円とするものです。15節を新しく設けております。空き家解体工事請負費131万8,000円。浜一の5月にございました火事で1軒焼きました。5月の19日に強風がありまして、屋根のトタンが剥がれてきて、一部はもう吹っ飛んでおります。その部分で周りの住家に危険ということで、町の判断で事務管理ということで解体した費用でございます。この費用につきましては所有者のほうに同額請求するという形で進んでございます。

続いて、3款1項2目地域福祉センター費、既定の予算に11万2,000円を追加して、1,565万6,000円とするものです。18節でスチームコンベクションのオーブンの購入費でございます。当初予算で見てございました金額でちょっと入札に入れないということでございますので、実際通常価格の7掛けで予算を組まさせてもらいましたけれども、それではちょっと町内業者の部分きつということで、少し増額させて、早急に購入しようと思っております。11万2,000円でございます。

続いて、3目元気プラザ管理費、既定の予算に97万8,000円を追加して、1,448万2,000円とするものです。11節で修繕料でございます。86万5,000円の増額です。元気プラザも平成14年、15年に建設しまして、かなり経年故障が出ております。当初予算に盛れなかった部分で今回修繕を必要とする部分が6項目ぐらいございます。ボイラー1台の修理、また暖房ポンプの交換、また入居者の部屋のパネルヒーターの修理とかもろもろございまして、その所要の経費を計上したものでございます。

18節新しく設けてございます。3種類ありますが、掃除機につきましては元気プラザに2台ございますが、1台故障して使えなくなったということで、1台分の値段2万7,000円でございます。また、屋外消火器の購入費5万2,000円、消火器2台分でございます。そして、あと宿直用のマットレスの購入ということで、当初から大分たっていますので、スプリングが傷んできているということで、実際宿直する方腰悪くするので、買ってくれということなので、3万4,000円盛ってございます。

続いて、5目老人福祉費、既定の予算に658万5,000円を追加して、2,234万5,000円とするものです。13節で高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理料ということで、先ほど来お話ししてございます1年経過しまして実績が出ましたので、それに見合う金額というものを計上するものです。詳しく申しますと、まず2行目の過年度精算分ということで、昨年の中に240万円支出してございますが、足りない分445万5,000円の追加でございます。ちなみに、昨年の1年間の実績額、高齢者の住宅部門で経費としては1,529万円かかりました。そして、入居者の方からいただく家賃収入、あと光熱水費の使用料、その分を差っ引まして差し引き685万円が町が持つべきものと判断しまして今回計上してございます。指定管理料の現年度部分につきましては、当初予算に240万円計上しまして、今回補正で213万円増額して、ことしの2年目としては453万円必要であろうということで計上させていただいております。

続いて、4款1項2目保健事業費、既定の予算から191万7,000円を減額して、1,837万5,000円とするものです。7節事務職員の賃金ですが、全額落とすものでございます。これにつきましては、冒頭申しました国の補正予算絡みで26年度の予算に計上したと。その部分が3月に計上しましたので、繰越明許ということで27年度に使用するというのでございます。二重計上を解消するものでございます。以下にうろこのついている部分、三角になっている部分全体で7本ございますが、これが重複する部分で、全体金額としましては2,440万6,000円を今回減額すると、二重を解消するということになってございます。

7款1項6目ががんばろう！ふるびら特別対策事業費、既定の予算から135万9,000円を減額して、7,690万6,000円とするものです。13節でまず1行目、ホームページの委託料でございますが、こちら重複で計上してございましたので、全額落とします。次のふるさと納税の管理システムの改修業務委託料、これ新しく載せてございます。今現在納税品の贈呈品としましては9品目ございますが、今後のためにふやそうということで計画しております。品目ふやすなり会社がふえるという関係で、システムのフォーマット変更が必要になってございますので、計上してございます。続いて、15節は新しく設けてございます。加工協の冷蔵庫関連の経費でございます。現在の冷蔵庫の横にプレハブの事務所を建設するというので、255万円計上しております。また、温度警報盤の移設が必要ということで27万円。これについては旧事務所からプレハブへ移すということで計上してございます。ページめくっていただきまして、9ページ、10ページです。17節で、まず用地の部分で31万9,000円。また、冷蔵庫本体の部分、建物の部分で501万1,000円ということで、これまで不動産鑑定士の方に鑑定していただいた金額について、今回計上するものでございます。18節も新しく設けております。ふるさと納税のパソコンを購入、2台分で34万2,000円購入したいと思っています。現在ふるさと納税対応として1台持っておりますが、係員全員で掌握できるように1台から3台にふやす

という、2台分の経費でございます。次に、プレハブの事務所のテーブルと椅子の購入、ミーティングテーブル1台、椅子4脚、15万円計上しております。19節でまず1行目、冷凍冷蔵施設備品購入事業補助金ということで新しく設けさせてもらっております。ネステナー150台ということで、1台税抜き単価2万2,000円の部分で、漁協さんが購入する部分の2分の1の金額を町が補助するものでございます。下のプレミアム商品券や雇用促進、エコバッグの補助金につきましては昨年度に、26年度に計上した部分で重複しておりますので、ここでは落とさせていただくものです。

8款2項3目道路・橋りょう改良費、既定の予算に1,600万円を追加して、4,160万円とするものです。13節高校通線の線形改良の実施設計の委託料1,600万円を組まさせていただきます。

5項1目住宅管理費、既定の予算に9,000円を追加して、1,021万円とするものです。23節を新しく設けてございます。これは、住宅使用料の過誤納付金の還付金につきまして、26年度の住宅使用料で2名の方に還付しなければならない部分が8,800円ありましたので、計上するものでございます。

続いて、3目住宅推進費、既定の予算から1,000万円を減額して、600万円とするものです。19節で予算重複している部分を全額落とさせていただきます。

9款1項1目消防費、既定の予算に45万1,000円を追加して、1億7,606万7,000円とするものでございます。12ページ、13ページをお開きください。12ページ、13ページには消防費の内訳について載せてございます。非常備消防費で45万1,000円を追加するもので、11節で詰所、車両修理費18万7,000円の増額でございます。具体的には新地の第2分団の屋根の塗装でございます。それと、下の被服費、また18節の被服購入費、この2つにつきましては消防団員の方の部分でございます。当初予算には2名分を載せてございます。そして、今回6月1日に1名入団したと。また、8月1日に2名予定してございますので、合わせた3名分のさまざまな制服、制帽なりキャップ、ネクタイ、ベルトなり一式の部分でございます。ちなみに、消防団員さんは3月末日現在58名と。8月1日現在の予定では63名ということで聞いてございます。

9ページ、10ページにお戻りください。13款1項1目基金費、財源更正でございます。特定財源のその他と一般財源の部分でプラス・マイナスさせてもらうものでございます。

14款1項1目職員給与費、既定予算から38万4,000円を減額して、5億971万7,000円とするものです。4節で非常勤職員の社会保険料、前のページで事務職員の賃金落とした、この方の部分の社会保険料を38万4,000円落とすものでございます。重複している部分です。

続いて、歳入5ページ、6ページをお開きください。17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に1,650万円を追加して、9,250万円とするものでございます。財調の基金で今回の補正額に見合うように、下の町債などの特定財源を引いた額を財源調整として繰り入れするという形にさせていただきました。

19款4項2目雑入、既定の予算に8万3,000円を追加して、9,435万1,000円とするものでございます。その他収入のほうで端数の部分の財源調整をさせていただきます。

20款1項1目総務債、既定の予算に610万円を追加して、4,590万円とするものです。福祉バスにつきまして過疎債がつきますので、過疎債の対象経費について計算をしまして、610万円という形で

計上しております。

5目商工債、既定の予算を全額落とすものでございます。プレミアム商品券の部分で過疎債ソフトを予定しておりましたが、重複になってございますので、その部分を落とします。

続いて、6目土木債、既定の予算に600万円を追加して、1億4,360万円とするものです。1節で高校通線の起債でございます。全額過疎債で考えてございます。3節については重複している部分、定住促進の住宅部分の起債を全額落とすものでございます。

以上、提案理由のご説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） 8ページの備品購入費で、直接この備品購入費には関係ないのだけれども、このバス古いので、無理なのかなと思いますけれども、他の団体で払い下げてくれないかという話多分あったと思うのですけれども、その話何か進みましたか。

○総務課長（藤田克禎君） その件につきましては、日野自動車のほうに下取りということで考えております。払い下げとかという部分では古平町のほうでは考えてございません。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） この話はもう立ち消えという考え方でいいのですよね。相手は多分話出ていたと思うのですけれども、この話はもう全く立ち消えということでもいいということですね。

○総務課長（藤田克禎君） その話が立ち消えといいますが、うちとしては日野自動車との契約になりますので、あくまでもうちから下取りという形では考えてございますが、購入の手續終わった段階では日野自動車とそこの業者とのやりとりということになるかと思えます。

○8番（高野俊和君） 次に、同じ8ページなのですけれども、老人福祉費で今回昨年の実績で高齢者住宅の指定管理料決まったと思うのですけれども、この高齢者住宅って指定管理の年数ってありましたでしょうか。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○副町長（田口博久君） ほかの公共施設の指定管理と同じように3年間です。

○2番（堀 清君） 空き家の工事請負費なのですけれども、この建物は火災になる前の当然空き家対策ということで町側では家主さん等々にはご連絡だとかというような形のはあったと思うのですけれども、その状況ちょっとお知らせください。

○企画課長（小玉正司君） この火災家屋でございますけれども、所有者は現在古平町には在住していません。函館のほうに在住しております。そういうことでなかなか連絡がとれなくて、そうしているうちに強風によりまして近所に迷惑かかると、そういうことで万やむを得ず、先ほど説明ありましたけれども、民法に基づく事務管理と、そういうことで急遽町で壊したものでございます。

○2番(堀 清君) この空き家対策というのは結構さまざまな町村等々で今頭悩んでいると思うのですが、結果的には例えば風だとかさまざまな自然の対策によっては急遽町側が工事をしていかなければだめだといったことがこれから当然やっぱり数がありますから、まして建物ですから、だんだん老朽化してくればなおさらやっぱりそういう面はたくさん出てくると思うのですが、今後のやっぱり対策としては極力町側も手助けするというような考えで行政としてやっていきたいというような形の考えはありますか。

○企画課長(小玉正司君) 空き家の問題は以前から問題になっていまして、全国的な問題です。そういうことで町の方針といたしましては、何年来内部で協議していますけれども、なかなか補助金の問題につきましても全て所有者の資産の状況だとか、さまざま条件あります。そういうことで各町村やっていますので、それら参考にしながら町でもまた進めていきたいと。それから、国のほうでももう法律できています。その法律に基づきまして、町でできることをこれから考えていきたいなと思っています。

○4番(岩間修身君) 6ページの高校通線整備事業というのは、これはどこでしょうか。

○建設水道課長(本間好晴君) 高校通線の整備事業と申しますのは、今のほほえみくらすに通じる中央集会所付近から上に上る町道が高校通線でございます。

○4番(岩間修身君) ほほえみくらすにつける道路の計画にはまだ決まっていないから、入っていないと思ったのですが、それでわかりました。どうも済みません。ありがとうございます。

○7番(山口明生君) 7ページ、8ページです。高齢者複合施設の過年度分の町の持ち出しが先ほどのご説明だと650万ほどということでございましたが、これについては当初の予定どおりであるのか、見込みとどの程度差があるものなのかという点がありましたらお答えいただきたいと思えます。

○副町長(田口博久君) 先ほど財政課長のほうもご説明申し上げましたけれども、当初では指定管理料として240万の計上ございました。それと、利用者の収入、それで賄えるであろうというような予測のもとに26年度スタートしております。最終的に先ほど財政課長申し上げましたように町からの240万、それから家賃収入627万、それとあとは光熱水費などが指定管理者の収入となりまして、指定管理者といたしましては1,083万7,000円ほどの収入。そして、費用が人件費、あるいはさらに外注といいますか、指定管理者が除雪であるとか送迎委託、消防設備の点検、電気工作物、エレベーター設備の点検といった外注した費用、それから当然に水道光熱費全体部分もあります。それから、あと若干大きいといいますか、当初新しい施設でしたので、想定しなかったもの、費用があります。それが250万ほどあります。小規模修繕、玄関のポーチの手すり、あるいは屋外の散水栓、収納庫、それから体育館へのストーブの設置ですとか、そういったような26年度限りの当初の設備にかかった費用といいますか、そういった部分も今申し上げましたように250万ほどありました。それで、最終的に1,500万ほどの経費がかかったと。それで、不足分、最終的に445万ほどの不足額が出ているということで、その分を今回補正をお願いしているというところです。実際のところ26年度運営をしてみて、これぐらいの費用がかかる、かからないということがわかってきたというのが実態のところ。福祉会からはもっと大きな数字の部分もあったのですが、私どものほうでも精査して案分するものは案分する、対象外のもの対象外ということを経験した上でたいま

の1,500万、大ざっぱに言いますと収入で1,080万ほど、そして支出、経費のほうで1,500万余りかかったのですけれども、1,500万のうち、繰り返しになりますけれども、250万ほどは単年度限りだろうということ、27年度分についてはそこまでかからないだろうというような見込みをしております。

以上でございます。

○7番（山口明生君） 説明よくわかりました。単年度分で26年度に限り想定外の分はいたし方ないというところで、今後27年度以降に関してはさまざまな部分で経費を削るなり、また福社会との話し合いなりで減らしていけるというふうにはお考えでしょうか。その部分だけ最後に教えてください。

○副町長（田口博久君） このほか突発的なことも想定されますけれども、基本的にはお互い良心的にといいますか、やっているものというふうに思っております。ですから、27年度分、今回補正後の数字で453万円ということになります。26年度については過年度精算分が今回445万5,000円ですので、このほかに26年度で240万支出しておりますので、トータル680万ということになります。そういったようなことで、今年度453万で基本的にはやっていけるものというふうに考えております。

○9番（工藤澄男君） 7、8の先ほどのバスの購入なのですけれども、これの利用法についてちょっと伺いたいのですけれども、私前にも個人的にちょっと話したことがあるのですけれども、少年団がこのバスを借りたいということ、ちょっと1度話したことがあったのですけれども、今どうしてもバスを利用したいということで、父兄が今嘆願書をつくっております、何かもうできたようなのですけれども、そういう嘆願書が出てきたときにはどういう対応をなさるつもりですか。

○総務課長（藤田克禎君） 一応その嘆願書につきましては内容確認して、受けるつもりでございます。ただ、その後打ち合わせする機会があれば打ち合わせしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、先ほどから出ております町道の高校通線の委託料の1,600万の話なのですけれども、これは先日の協議会の書類見ますとこの1,600万というのはルート1でもって設定されている金額なのですけれども、これはもう正式にルート1で決まったということなのですか。

○建設水道課長（本間好晴君） さきの全員協議会でご説明したとおり町の方針としては6本の案の中からルート1案がベストではないが、ベターだろうと、今後の維持管理等も考えましてそういった町の方針を決定しておりますので、その方針に基づきまして来年の着工に向けて実施設計の予算を追加計上したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番（工藤澄男君） この1,600万という金額なのですけれども、いろんなルートゼロからルート4までありましたけれども、私なりに考えたら何もないうところを測量だとかいろいろやるわけで、1,600万とそんなにかかるものかなと思ったのです。あとのルート3なんかは1,400万とか1,200万とか難しい測量しなければいけないようなところが意外と安くて、何か簡単どころが高いように思うのですけれども、その辺ちょっと教えてください。

○建設水道課長（本間好晴君） 測量ばかりではございませんので、工事全体の延長規模、それからこのルート1案につきましては掘削土の扱ひ量が他のルートから比べると格段に多いと。そうい

ったことでどれだけの土量を断面で測量しながら、切る量等詳細にやらなければならない。それから、地盤地質調査もルート自体が長いものですから、そういったことで、これは平成23年、24年の小学校通線の勾配を緩くするような工事と似ておりますので、そういった当時の価格と、それからその後の物価の変動、震災以降単価が大幅に上がってきておりますので、そういったことも加味して、これはあくまでも実際の単価に基づく計算ではございませんので、概算の概算という程度での押さえをしていただきたいと思います。その辺の事情がありましてこのような結果になったところでございます。

○3番（真貝政昭君） 5ページ、6ページについて伺います。

まず、財調からの繰り入れで平成27年がこのような数字になっているのですけれども、平成26年の見込みが出たと思うのですけれども、その数字を概略でもよろしいですから、述べてください。

それから、高校通線の事業債でこの数字が出ています。ここで聞きたいのですけれども、今9番議員さんも質問していましたが、工事費によって設計料のパーセンテージがあると思うのですけれども、そこら辺を中心に今回の場合のパーセンテージ、説明をお願いします。今の答弁を聞いていますと、そのパーセンテージ以上に要素がありまして、ふえているような説明というふうに受けとめたのですけれども、その点についても説明をお願いします。

それから、一番下の住宅推進費の事業債ですけれども、今回の補正予算では何項目か重複という説明がありました。この部分についてのその内容について説明をお願いします。

○財政課長（三浦史洋君） 1点目の財政調整基金の部分でございますが、26年度の決算見込みとしましては金額で6億6,830万円、財調基金の26年度末、6億6,830万円です。今の27年度予算で財調から取り崩す部分で9,250万円ということで数字を計上しまして、補正後については27年度、今回の補正後5億7,580万円ということで数字上はなっております。

それと、第3点目の部分で重複する部分で落とすという部分でございますが、結構説明したと思っていたのですけれども、もう一度説明します。まず、27年度の会計にのせてございました。1月末に決めて印刷をかけて、もうでき上がっております。それについては予算特別委員会で審査いただいて、議決を受けたと。そして、26年度の国の補正予算が2月の3日に成立して、全国の都道府県、市町村、全部交付金に見合うようにいろいろな事業を立てています。先ほど申しましたように地域の消費を喚起しなさいと、生活を支援しなさいということで全国で2,500億円がついてございます。また、地方創生先行型ということで、まち・ひと・しごとの創生に向けたことでやりなさいということで1,700億円という、全国の金額です。それがつきまして、本町でも先ほど町長の行政報告にあったように4,300万円ほどの交付金が入ると。では、それに見合った部分で前倒ししてやりたいということで、3月定例会の追加補正ということで、補正予算の11号ということで議決をいただいております。それについては今ちょうど持っていますので、金額的には4,900万円余りと一般財源の部分ありまして、それが4,600万円ほどです。そして、交付金が4,300万円という部分です。重複する部分として4,900万円のうち、27年度にのせている部分で今回の歳出の7ページから10ページまでにあります数字に三角のついている減額する部分全部です。その部分を落とします。その部分が、三角ついているのが7本ありまして、2,440万6,000円重複しているのです。今回落とすと。ちゃんと

26年度の予算にのっていきまして、それを繰越明許でことし使えるようにしていますので、なくなったわけではありません。

以上です。

○建設水道課長（本間好晴君） アクセス道路の調査設計委託料についてご質問でございますが、議員指摘の金額につきましては、ルート1案で今回1,600万円提案してございますが、工事費としては1億6,500万に対して1,600万ですので、約1割程度かと思えます。ルート2案、2A案でいきますと7,300万に対しての調査設計費が1,100万ですので、こちらのほうが割高。それから、一番工事費の大きいルート4案でいきますと工事費が2億円に対して調査設計費が2,700万でございますので、これは1割を超えているということで、一概に何%ということではございません。ある程度の延長と幅員に比例して調査設計費の基準から始まってまいりますので、何%ということでは、考えにはならないかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 1点目の財調のことを聞いたのは、基金に現在ある高ではなくて、平成26年の予算の中での数字なので、それをもう一度説明をしてください。

それから、今の設計費のパーセンテージなのですけれども、建築のほうでは明確に工事費に対してパーセンテージの数字が一覧表であるものですから、土木費についても同じような感覚で聞いた次第です。

それと、定住促進の件については3月の定例の事業説明資料に載っていたものですから、その点を確認した次第です。

次に、7ページ、8ページです。2点伺います。福祉バスと空き家解体の関係なのですが、福祉バスの新古車なのですけれども、実際にこのバスの定価だとかについてどのようになっているか。

それと、新車で購入した場合相場の購入費、今回の町で出されている予算と比べてどれくらい差があるものか。

それと、かなり新しいのに、なぜ中古で購入することになったかという。疑うのは傷物かという点です。傷物であるとすればどの程度のものだったのかという点です。大きな傷だったのか、深かったのか、浅かったかという点です。これから10年、20年と使うわけですから、ほとんど新車ですから、現在の所有車を考えますと20年選手として使えるものであれば非常に安いというふうに思うものですから、聞きたいと。

それと、高齢者対応の点で、これからそういうのが求められる時代ですので、その点についてどのような考えを持っているのかお聞きします。

それと、次に空き家の解体なのですけれども、説明はわかりました。それで、危険な場合町側の強制代執行で、そして所有者に請求すると。これは、去年もあったように思うのですけれども、空き家についてのこういうものについては、いろんな細部についてはこれから検討するようだけれども、冬場の場合屋根雪の落雪の危険、あるいは古い建物の危険によって、小樽などではこのように強制代執行して、そして所有者に請求すると。そういう方法がとられているようだけれども、大体古平町の場合はこういう空き家についても、それから屋根雪についても同じような方向性があるのではないかと、決められるのではないかとというふうに考えているのですけれども、それについ

て伺いたい。

○財政課長（三浦史洋君） 済みません。たくさんあるうちの1点目の財政調整基金のことで、ご質問の最後には26年度の予算の動きと、26年度でよろしいのですか。26年度は当初の予算では繰り入れを3,850万円ということで、繰り入れするというので歳入、歳出のバランスをとってございました。それにつきまして、補正を6回繰り返しまして、最終繰り入れ予算額としては8,750万円ということで予算上はしてございました。あとは出納整理の部分で整理していきまして、要因としては交付税の部分で5,000万円プラスがあるという部分などで最終的には財調を26年度は取り崩していません。

以上です。

○総務課長（藤田克禎君） 福祉バスの件でございますが、このバスが中古車になった経緯でございます。まず、平成26年12月に北電に納入する予定でございました、日野のほうから。搬送の段階で天井部分を何かしらのものにぶつけたみたいなんです。そういったものがあったものですから、それを直して納入しましたところ余りよくないと、傷物であるから、よくないということで返品されたそうです。それがこのバスの経緯でございます。

このバスの車種につきましては、日野リエッセⅡGXと申します。走行距離につきましては3,444キロ、車検登録につきましては平成26年12月でございます。定員につきましては、先ほどから申しまわっているとおり29名でございます。購入価格につきましては694万の予定でございます。

新車で購入した場合の価格でございますが、848万円。大体この新車で購入しますと当然値引きというものがございますけれども、恐らく大体70万ぐらいだと思います。差引きで70万から80万ぐらい古平町のほうで得をするような形になります。

真貝議員が申しましたお年寄りに優しいという部分でございますが、電動ステップ、補助のステップも含めて用意してございます。それと、コップ立ても用意してございます。

以上でございます。

○企画課長（小玉正司君） 冬場の空き家の屋根の雪の件でございますけれども、今小樽市で強制代執行というような質問ございましたけれども、代執行となれば法律上手続きが大変面倒です。恐らく空き家の解体につきましても、代執行によって執行したのは秋田県の1例しかないというふうに承知しております。そういうことで行政が一般民家、空き家でもそれが行政で手をつけると、行政でやらなければだめだと、そういうことについてはおのずと限界があると思います。今までも古平町としては、交通量の多い不特定多数の人が常時行き交う危険性のあるところにつきましては町で何件かやったことありますけれども、1対1の民家、隣の家が危険だとか、そういうところにつきましては空き家の持ち主、町外にいれば役場で連絡したりもしています。そういうことで町として、行政としてできる範囲は限られているのではないかなど。ただ、隣の人がお年寄り、それから経済的にも大変だとか、体が不自由だとか、そういうことにつきましては個別に対応している状況でございます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時58分

○議長（逢見輝統君） 会議を再開いたします。

○3番（真貝政昭君） 強制代執行となれば、厳密な意味でかなり強硬なあれなのですけれども、そういう意味ではなくて、実際に今小樽でやられて、住民のほうでも喜ばれているようなので、先ほど答弁があったような厳密に法的なそういうあれではありません。でも、喜ばれる方向で進めてほしいなど、そういう希望を持っています。

それと、福祉バスについては新車で買ってもそんなに差がなければ、真新しい感じでスタートしたほうがいいのではないかと。まだ、契約をしているわけではないので、そのほうが安心してスタートできるような気がしますけれども、検討してみてもいいかなと思います。

老人福祉の高齢者複合住宅ですけれども、先ほどから説明で数字がいろいろと答弁されていますけれども、一覧表になると本当にすっきりしてわかりやすいと思います。それあると思いますので、本議会中に出せれば数字の一覧表として出してほしいのですけれども、その点伺います。

それと、この1年間で福祉会のほうで随分坂の除雪やっていました。それでも私も実際に経験があるので、スリップして一定区間とまらなかったというのがあります。これは、多数経験されていると思うのですけれども、その点の除雪についての費用というのは今回のこの数字の中には反映されているのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 資料については結構本当に細かい部分ですので、改めて数字をまとめた上で後日提出させていただきたいと思います。私も詳細まで見ておりませんが、この中には除雪の経費も入っております。それが道路まで含まれているかどうか、ちょっと確認はとっていませんけれども、全体で150万ほど除雪の経費は入っております。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 平成27年度古平町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時02分
再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第31号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第31号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました議案第31号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、日本海員掖済会小樽病院附属古平診療所の閉院に伴い、同所において町立診療所を開設するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置管理に関する事項を定めるものでございます。

では、概略につきまして順にご説明いたします。15ページ、第1条で趣旨、それから第2条で名称及び位置を規定しております。

第3条につきましては、一般的に通常の診療所が行う業務を規定し、第4条の診療科目につきましては別に規則で定めることとしております。

第5条から8条までで指定管理者の指定について規定しておりますが、他の施設の規定と同様の規定の仕方としております。

第9条では診療報酬について定めるほか、予防接種や実費負担分、各種証明書等その他の収入について一括利用料として規定し、別に定めることとしています。

第11条では、この利用料について指定管理者の収入とする利用料金制について定めております。

それから、17ページ、第14条では診療所の円滑な運営を図るため、10人以内の委員による診療所運営協議会を設置することとしております。

附則としまして、この条例の施行期日を平成28年4月1日としますが、この条例中指定管理に関する事項は施行前に実施できることとしており、今後指定管理者の事務処理や手続につきましてもこの条例に基づいて進めていきたいと考えております。

以上、提案理由のご説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 条例には賛成なのですが、現在の町の動きが最悪の事態を防ぐという点で一致しているのですけれども、町長の考えには入院ベッドを諦めているわけではなくて、その方向もまだ捨てないで当たっていくという趣旨の答弁をされています。

それで、前回の協議会では黒松内の例を挙げたのですが、北海道勤医協と協議に入っていますでしょう。3名の医者を確保するという前提でやっているのですが、町長の場合は最初

から北海道勤医協は除外して事に当たっていった経緯があります。それで、この後に及んでもう毛嫌いというか、えり好みはしないで事に当たるべきではないかと。それで、北海道勤医協についても対象医療機関として入院ベッド維持、その方向性、方向転換して持つべきでないかと思っているのですけれども、その考えは全く変わりはないのでしょうか。

○副町長（田口博久君） 以前からお話ししていますように北海道保健福祉部、あるいは北海道病院協会などから紹介いただいた病院といいますか、法人との交渉を重ねてきました。それ以外に有識者、それ以外の方からご紹介いただいた部分も何法人かと浅い、深いはありますが、いろいろな法人にお願いはしてきた経緯はあります。勤医協につきましても、そういったご紹介等もなかったといいますか、こちらから直接アクションは起こしておりませんでした。その経過としましても近間の余市の診療所が勤医協の診療所につきましても数年前に有床から無床に変わっていること、そういったような経過がありましたので、私ども有床での要望というのは忘れていただけないのかなという思いがありました。また、黒松内さんにつきましては歴史的な経過、もともと黒松内には勤医協の診療所があった。たしか有床だったと思います。そういった診療所と町立の診療所と2つあったというような経過もあっての黒松内町の今の動きになっているものと思っております。そういった経過を踏まえまして、今もう6月、来年3月いっぱいまでということを考えますと、実際のところ今交渉している法人もございます。ですから、そういったところとの交渉経過もございますので、今ここで勤医協に改めてお願いするといったようなことは今現在は予定はしておりません。

○3番（真貝政昭君） 今の説明で訂正すべき箇所というか、認識を改めていただきたいと思えますのは、黒松内の診療所も余市の診療所もかつては入院ベッドを確保していたのです。昨今医療環境を取り巻く状況が国策でこういうふうになっているのですけれども、入院ベッドを維持できないというのが一般的な流れです。それで、余市診療所、黒松内診療所、どちらが先に入院ベッドを廃棄したかというのは黒松内が先なのです。入院フロアを高齢者住宅に変えたのも黒松内が先で、余市の診療所はそれに倣って同じ形態をたどっていったという経緯があるのです。それで、先ほど副町長から説明があったように黒松内町の国保病院と勤医協という、そういう歴史的なものがあって、こういう形になってきたのではないかと思いますけれども、平成12年に古平町で1度は特別養護老人ホームの可能性がありました。1度申請して、撤回して今の元気プラザのほうに切りかえたという経緯がありますけれども、あのあたりに勤医協に対して行く行くは古平町でも特養の計画があるという、構想があると伝えましたときに、診療所と特養というのでは興味を示した経緯が実は私の経験ではあるのです。ですから、決して後ろ向きな団体ではないということがまず1つと、それから社団法人ですので、低所得の世帯、労働者に対する医療サービス、これも掖済会等と同様の活動をしている団体だということを考えますと決して交渉相手としては不足はないのではないかと。医療関係はかなり厳しいものがありますが、対象として除外するというのではなく、やはりそこら辺は検討対象の団体の一つとして今後向かうべきではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○副町長（田口博久君） 平成12年当時と現在とでは医療を取り巻く環境、あるいは介護施設を取

り巻く現状は大幅に変わっているものと思っております。そして、私どもが昨年来いろいろ法人と交渉してきた経過からお話ししますと今新たに、お金の話ではないのです。家庭医、総合医、そういった医師が理想なのですけれども、を問わず、2人、3人の医師を私どもといますか、今の掖済会診療所の先生が古平のために協力しますとおっしゃってくださって、新たな法人が入ってきたとしても協力しますというふうにおっしゃっていただいています。そういった1名ないし2名、1.5から2名の医師を確保した上でも新たな法人が有床、ベッドを持って運営するためにはお願いした法人から1人あるいは1.5人の医師を派遣して、3人体制なりで運営していく。その1人の医師を派遣する人材の部分です。私ども今までかかわってきて、ネックになっている部分は、ですから、決して費用の面ではなく、人材、医師を派遣するということが、有床でやっていくということは非常に大変だということを、今深くかかわった法人は3法人、それ以外にも三、四法人たしかあると思います。いろいろな方からお話しいただいて、資料をお渡ししたり、私どものつくった医療の計画をお渡ししたりした法人あります。そういった皆さんのお話をお伺いした中ではそういった部分がネックとなっていて、今回のような方針転換もやむを得ないという判断をいたしましたので、前回町長が協議会のときにご回答したと思っておりますけれども、そうした入ってきてくださる法人が有床診療もやぶさかでないよと、将来に向かって。今は無理であっても、将来的にはやると、そういうふうに言ってくださる場合は当然にお願いしてやってもらうというような回答したかと思っておりますけれども、今現在ではそういった方向に進まざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 古平町立診療所の設置及び管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第32号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、課税限度額の引き上げ、減額措置にかかわる軽減判定所得の算定方法変更

に伴う改正及び規制整備による文言修正でございます。先ほど町長の行政報告にもありましたとおり地方税法施行令が改正され、課税限度額の医療分、支援分がそれぞれ1万円、介護分が2万円、合わせて4万円の増となっております。今回の施行令の見直しは、昨年に引き続き高齢化や医療技術の進歩により医療費が増大している一方で、厳しい経済情勢を反映して低所得化が進み、保険税負担の基礎となる所得が著しく減少している状況で、中低所得者層の負担に配慮しながら保険税額の確保を図ることを目的としたものであります。本町におきましてもこの改正を行い、課税限度額等の改正を行うものでございます。

お配りしています別冊の説明資料1ページをごらんください。まず、1点目の改正内容といたしましては、1ページ中段の表に点線で囲ってあるところがありますが、課税限度額を医療費分を51万円から52万円に、後期高齢者支援金分を16万円から17万円に、介護納付金は14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、限度額合計を4万円アップの85万円と改正するものです。これは、施行令の改正後の課税限度額に合わせた内容となっております。

2点目の軽減措置でございますが、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。

説明資料2ページ上段の表をごらんください。表の真ん中、5割軽減のところですが、5割軽減基準算定におきましては、被保険者数の数に乘じるべき金額24万5,000円を26万円に改め、2割軽減では45万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は45万円を47万円に改正するものです。いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによりまして、5割、2割軽減世帯を拡充する内容となっております。

また、説明資料の3ページから7ページには関係条項であります第2条第2項、第3項、第4項、また24条第1項、同項第2号、第3号の改正部分をそれぞれアンダーラインでお示ししております。

なお、これらの改正は今年度分の国民健康保険税から適用することになっております。

今回の改正による影響額につきましては、2ページ中段より参考値を載せてございます。これは、先日の全員協議会で説明しておりますので、後ほどご参照ください。ただし、確定賦課値には数値の変更がございますので、あくまでも参考ということでご参照願いたいと思います。

次に、6ページお聞きください。こちらの下のほうです。下のほう、附則の改正ですが、第15項中アンダーライン部分です。改正前、配当所得を改正後は利子所得、配当所得及び雑所得に改め、この改正規定は平成28年1月1日から施行するものでございます。こちらは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行期日の一部改正等によるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 限度額を上げることによって、影響というのはほとんど出ていないような形になりますよね。軽減される方の範囲が、上限が上がっていきますので、メリットがあるという説明なのですが、国の負担、それから町の負担という点ではどのようになりますか。

○民生課長（和泉康子君） 先日の全員協議会でもご説明したのですが、本来国のほうでは保険税確保するために上限を上げて、その分中低所得者層の軽減幅を上げましょうということだったのですが、うちは低所得者がかなり多いので、この条例改正することによりまして保険税確保が逆に難しくなる状態です。それに対して国のほうで1,700億円と基金をつくるためのまた1,700億円、合わせて3,400億円を投入して1人当たり5,000円から1万円減らせるのではないかとということで公費投入しているようですけども、うちとしましてはまず26年度には2,980万円ほど、今回も26年の決算予定としまして6,970万円近くを財政支援繰入金、赤字補填分として投入しますので、本来であれば保険税と公費負担半々ということですから、もともとの税率をいじらなければいけないところをこれ以上皆様に保険税負担かけられないということでそこは据え置きにして、上限額、さらには軽減額の幅は広げたという形で今回改正していますので、町の負担は若干下がるかなという。ちょっと数字は出せないのですけれども、国の考えと古平町の現状が若干違いますが、加入者にとっては妥当な線なのかなということで、施行令に合わせて改正しております。

○3番（真貝政昭君） 国のほうの傷の深さというのはどの程度なのですか。古平町の財政負担のふえ方に比べて、国のほうの傷の深さというのはどのくらいなのでしょう。

○民生課長（和泉康子君） ちょっとその辺ははかれないのですが、まず消費税アップ分の1,700億円投入しますので、恒久的に保険運営を行うというために消費税の上乗せ分を投入していますので、ちょっと今傷の深さを、保険者と国とどっちが深いのだということはちょっと今お答えできないです。

○3番（真貝政昭君） 先ほど説明あったように古平町では大体このように推移すると、変えることによって。そのレベルで比較すると国のほうではどれくらいの負担になるかという点については後日求めたいと思います。

終わります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第33号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第33号 除雪用建設機械の取得についてを議題といたしま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 議案第33号 除雪用建設機械の取得についての説明を申し上げます。

今年取得予定のこの除雪用建設機械を取得するに当たりましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ることが必要とされておりますので、本日提案したところでございます。

取得する財産の契約内容につきまして申し上げます。1、財産の内訳。除雪ドーザ、これは13トン級車輪式の車両1台にシャッターつきマルチプラウ、それとスノーバケットをあわせて購入するものでございます。

2、契約の方法。指名競争入札による契約で、この15日付で仮契約をしてございます。

3、取得価格。消費税含めまして1,450万4,400円。

4、取得先。虻田郡倶知安町字琴平142番地4、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー札幌支店支店長、斉藤浩司。

5、納期は契約の日から平成27年11月30日までとしてございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） これで町所有の3台とも完備するのですけれども、以前の2台についても同社の品物でしたでしょうか。

○建設水道課長（本間好晴君） 昨年度ロータリー車とあわせて購入しました車両につきましてはカワサキでございます。今回はコマツでございます。

○議長（逢見輝統君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時24分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○建設水道課長（本間好晴君） 1台目は平成23年に買ったもので、これはカワサキでございます。そして、去年もカワサキ、今回コマツと、そういった状況になっております。

○3番（真貝政昭君） 23年、26年の落札率わかりますか。

○建設水道課長（本間好晴君） 今手元にその資料持ってございませんで、お答えできません。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 除雪用建設機械の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第34号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第34号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第34号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成22年に策定いたしました古平町過疎地域自立促進市町村計画の内容の変更につきまして、去る5月29日付で北海道と協議が調いましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を賜りたく提案したものでございます。

計画の変更の内容でございませけれども、説明資料の8ページをごらんいただきたいと思います。ここでは右側に変更後載ってございまして、追加された事業が下線が引かれています。福祉バス購入事業、それと小樽掖済会病院附属古平診療所施設・設備等購入事業、この2つの事業を追加してございます。福祉バスの購入につきましては先ほど補正予算の説明にあったとおりでございませ。老朽化に伴う新たなバスの購入でございませ。それと、小樽掖済会古平診療所施設と設備の購入につきましては、これにつきましては当初予算に計上済みで、経緯、内容につきましては議員の皆さんご存じのとおり来年3月をもって掖済会古平診療所が閉院になることから、古平町が引き続き町立の診療所として病院事業を継続するために掖済会病院古平診療所の施設と設備を購入する事業でございませ。これら2つの事業につきましては、このとおり過疎計画にのせることによりまして過疎債の発行が可能となるものでございませ。過疎債は、ご存じのとおり起債償還時に償還金額の70%が普通交付税措置される大変有利な起債、借金でございませ。そのようなことで過疎計画の変更につきましてよろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 22ページの過疎地域自立促進特別事業のうち、2項目めの肺炎球菌ワクチン予防接種事業なのですが、高齢者の事業というのはスケジュールにはのらないのですか。町として検討事項には全く上っていないのでしょうか。

○企画課長（小玉正司君） ちょっと質問の趣旨もそうでございませけれども、ただいまの変更の内容と質問がちょっとかみ合わないのかなと、そのように考えませけれども。

○議長（逢見輝統君） 質問を変えてください。

○3番（真貝政昭君） 終わります。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第35号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第35号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） ただいま上程されました議案第33号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

それでは、28ページお開きください。この規約の変更案の中の別表2、(3)に次のように加えるという部分がありますが、この部分につきましては平成27年4月10日公布された介護保険法施行令の改正により、第1段階の第1号被保険者の保険料公費負担割合というものが新たに軽減制度ができて、介護保険料基準額の0.05%を新たな公費負担することとされました。ちょっとつけ加えますと、第1段階の保険料は基準額の掛ける0.5です。それが0.45になるということです。その減額された0.05の部分新たな公費負担とするという制度ができました。この新たな公費負担額を関係町村が広域連合に対して負担する介護保険事業に要する経費とするために規約の一部を変更するものでございます。

その下の別表備考6中というふうが続く部分、この部分につきましては広域連合の負担金の算定に係る高齢者人口割の基準日について、住民基本台帳年報の集計基準日が3月31日から1月1日に変更されたことを受けて変更するものでございます。

以上、提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 基準日が変わるのは、それはいいのですが、0.5が0.45に変わって、減った0.05分を新たな仕掛けで誰かが負担するということなのだけれども、その中身についての説明を今されてもわからないと思うので、図式か何かで示してくれると助かります。今回も資料としてあればとてもよかったのですが、どのようにされますか。

○副町長（田口博久君） 全く複雑な話ではございません。0.45に削りますということで、実は7月号の広報でもお知らせしておりますが、第1段階の保険料につきましては年額3万2,000円であります。これが0.05落ちまして2万8,800円になります、納める方は。この差額分を国が2分の1、道、町が各4分の1ずつ負担をするということです。その自治体が負担する4分の1分、その分を古平町が保険者である広域連合に対して広域連合の負担金として支払う。広域連合としたらその分は規約で定める構成団体からの負担金という位置づけになります。ということで今回規約の改正が必要だということでございます。

○3番（真貝政昭君） よくわかりました。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 後志広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 報告第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について上程の提案理由を説明いたします。

この件につきましては、26年度の3つの会計で歳出予算の繰越明許費を組んでございます。一般会計と国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計でございます。5月31日までに計算書をつくりまして、次の議会に報告するというので今回の報告でございます。

ページめくってもらいまして、30ページです。一般会計につきましてはこの表に載せてございます。いつもと違ってかなり項目が多いのですけれども、2月から3月にかけての議会で設定してございます。表の頭の部分で款、項、事業名、金額、ここまでが予算で設定してございます。右側の翌年度繰越額から財源内訳については、それについてどう繰り越したか、また財源をどうつけたかというご説明になってございます。

まず、1行目の事業名で戸籍の電算化事業、除籍の分で9月まで期間が延びるということで、これを27年度に繰り越しさせていただいております。金額も設定金額と同様928万8,000円。全額一般

財源です。

2行目は、地域住民生活等緊急支援事業、国の補正による交付金に対応する事業でございます。金額4,979万4,000円。未収入特定財源ということで、内訳としましては国のほうの交付金額4,327万2,000円、差し引き北海道のほうの交付金が250万円ということでございます。残額につきましては一般財源でございます。

3行目、社会保障・税番号制度システムの整備事業、2段にわたって同じ名称でございますが、上のほうが児童福祉システムの構築ということでございます。80万円、うち特定財源が国庫で、国の交付金53万3,000円です。

次に、国民年金の部分のシステムの整備でございますが、金額20万円。国庫の交付金が19万6,000円です。

最後に、丸山川の河口の護岸ということで、一月延ばさせていただいて4月で完了してございますが、金額1,960万円。全額一般財源でございます。

続いて、31ページですが、国保会計の繰越計算書でございます。これも社会保障・税番号制度のシステム整備ということで金額90万円。特定財源として国の交付金60万円、残りが一般財源です。

ページめくって32ページですが、後期高齢者医療の繰越計算書です。こちらシステム整備ということで60万円。財源としましては国の交付金が40万円、残りが一般財源です。

以上、説明でございましたが、よろしくご審議ください。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

◎日程第11 諮問第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（本間順司君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

本件につきましては、現委員であります西館昌巳氏から、一身上の都合により来る9月30日の任期満了をもって委員の職を辞したい旨の申し出がありましたので、その後任者といたしまして杉本幸子氏を次期人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

杉本氏は、人格、識見ともに高潔で、現在当町の保健推進員も務められており、またNPO法人ごめっこくらの事務局員として、夫とともに心身の発達におくれを持つ子供たちの世話をして活躍中でありますので、人権擁護委員として適任であると判断し、推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年6月23日提出、古平町長、本間順司。

記としまして、住所、古平郡古平町大字浜町216番地、氏名、杉本幸子、昭和25年5月24日生まれ。

参考として、現委員の西館昌巳氏を載せております。西館氏の任期は、平成24年10月1日から平成27年の9月30日まででございます。

よろしくご審議を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。本件は、異議のないものとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議のないものとして答申することに決定いたしました。

◎日程第12 陳情第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、陳情第3号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第3号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第13 陳情第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、陳情第4号 「小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書」の採択を求める要請書を議題といたします。

陳情第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号 「小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書」の採択を求める要請書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 「小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書」の採択を求める要請書は採択することに決定いたしました。

◎日程第14 陳情第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、陳情第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行についての陳情書を議題といたします。

陳情第5号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行についての陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行についての陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第15 陳情第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、陳情第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める陳情書を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第16 陳情第7号

○議長（逢見輝統君） 日程第16、陳情第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める陳情書を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める陳情書は採択することに決定いたしました。

ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、岩間議員、堀議員、工藤議員、寶福議員、真貝議員の6名です。

なお、一般質問は議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行い、質問回数は質問ごとに3回までですので、注意を願います。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 冷水川川底に堆積する土砂の状況及び川の上に茂る雑草の除去についてあります。

このことにつきましては、数年前より町内はもちろんですけれども、多くの町民の皆様には整備をしてほしいという要望がありました。このたび4月と5月、2回にわたりまして、古平川水系河川整備計画検討委員会が当町で開催されましたので、この機会に小樽建設管理部治水係の担当者や、また余市出張所の治水係長さんなど関係機関の皆さんに時間をつくっていただき、ぜひ現場を見ていただきたいということを強くお願いをしまして実現いたしました。結果、冷水川の場合改修ということには当てはまらずに、維持の範囲ということでした。また、このような現場は各所にたくさんありまして、予算の問題、また優先順位などもあり、今すぐ取りかかるということは難しいことではありますけれども、それぞれ地元の話聞きながら、どうしても必要ということであれば部分的な整備も行うこともあると言いますので、そのときには担当課である余市出張所のほうに相談をさせていただきますということでした。これらのお話を総合いたしますと、常に町としてアピールすることが重要なのではないかというふうに思いましたので、古平町としてもぜひ継続して、機会あるごとにお願いをしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

端的に答えればそのとおりやりますということですが、なかなかそういう現場、小樽建設管理部の方々も機会がなかったようでございまして、今回の4月、5月の視察は大変よかったのではないかなということで、議員さんもその機会にお願いしたということであれば、大変いいチャンスだったなというふうに思っています。我々も町民から要請があれば逐次伝えることにしております。昨年の沢江の取りつけ階段ですか、あれもお願いしてやってもらったという経緯がございま

すので、これからも機会あるごとにそういうふうにご要請してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） 最初にもお話ししましたが、簡単にきょう、あしたすぐやってくれ、はいという話でないことはもう重々わかっておりますけれども、今日本中が異常気象の中でありますので、多くの方が災害に対することに大変関心を持っておりますし、危機感も高まっております。このたび現場を見てもらったのは、知ってもらったということでは大きなチャンスであったというふうに思います。古平川は、本年度も一部堆積している土砂の掘削などが行われる予定のようでありますけれども、このチャンスを生かしまして、今後とも冷水川のほうもぜひ長期的に町長初め古平町としてアピールをしていただきたいというふうに思っておりますけれども、答え同じふうになるとは思いますけれども、お願いをしたいというふうに思っております。

○町長（本間順司君） 道のほうも予算がかなり制約されているようでございまして、二言目には予算がだとか緊急度だとかというふうに言われるものですから、なかなか申し上げにくいという点もございまして、逐次そういうのはご要請してまいりたいというふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） 次に、岩間議員、どうぞ。

○4番（岩間修身君） 私は、古平町を整理整頓、清掃の整った町にしていきたいという考えから2点ほど質問いたします。

去る4月29日、古平町クリーンキャンペーンがありました。私も含めて、私から82歳までの6人のお年寄りのごみ拾いをしました。約40分、みどり公園から御崎の丸山の下まで拾ったわけですが、40分ぐらいかけて終わったときにはいただいたごみ袋の2つ半ぐらい。そして、みんながきれいになってさっぱりしたね、にこにこしておりました。その顔は、本当に晴れやかな顔でございました。そうしたら、昔小学生や中学生が日曜日、道路の掃除をしていたよねと。だから、小学生、中学生が減って、生徒ではやれないので、この年寄りたちでも、毎月なら無理だけれども、3カ月に1回ぐらいこうしてやれば町もきれいになるねと、こういうような話でございましたので、私も同感いたしました。2カ月に1回か3カ月に1回、ごみ拾いの日として町で定めて、そしてごみ拾いを、整理整頓、清掃したらどうかと思っておりますので、この件の町長の考えをお伺いいたします。

○町長（本間順司君） 岩間議員の一般質問にお答えいたしたいと思っております。

議員おっしゃるとおり昔は各町内会で道路掃除だとかどぶ掃除、そういうものもしておりました。今やはり子供たちも少なくなった。それから、地域のそういう運動が少なくなったということで、あらゆる問題に対して行政にお願いするというのが、そういう風潮にだんだん、だんだん変わってきてございます。今そういうことも踏まえまして4月の29日、クリーンキャンペーンを実施しております。ある程度そういう決まった日にちを設けてやるというのは年に1回ぐらいにしまして、ある程度各団体、そういうものがあちこちで行っている実績もございまして、それらを活用しながらその輪を広げていくというようなやり方でやっていければなというふうに思います。

今実際やっている団体もたくさんございます。消防団、それから校外生活指導連絡協議会、それかられい明の里町内会、それからたけなわ学級、あるいは漁協の浅海部会だとか、それからサーフィンプラブ等々もやってございます。それから、町外団体では北電とかほっかいどう浜美化ネット

ワークというようなところで浜の美化運動だとか、そういうものもやってございます。岩間議員の次の質問にも関連してくるのですけれども、浜のごみ処理等も私漁港漁場協会の幹事を務めておりますけれども、その中で各港を持っている町村では港の漁港愛護組合といいますか、漁業者がそういう組合をつくりながら浜の清掃を行っているということもありますので、本町もそんな意味でそういうふうなものをつくってもらえないかなというふうにいつも思っているところがございます。そういう活動があれば漁港漁場協会では表彰している例もございますので、できればそういう団体をつくっていただいて、本当にみずからのことはみずから解決していくというような、そういうスタイルでしてもらえれば一番いいかなというふうに思っていますので、ある程度そういう団体等を使いましてPRしながら、そういう運動を進めていきたいというふうに思っております。

○4番（岩間修身君） 今町長の説明にあったように、そういう団体がたくさんあるということは知りませんでした。なかなか日にちを設定するという事は、これは大変なことだと思いますが、まず町内会連合会、それからそういう例えば今町長がおっしゃいましたような団体等にこういう意識を植えつけていくと。それから、そういうことを作業していることによって、子供たちにも影響して、ああ、ごみは捨わなければならないのだなと、そういうような町民全体が意識が高まるようなものをこれからつくって行って、きれいな町にしていきたいと思っております。

それから、次の問題ですけれども、同じようなことなのですが、6月の15日の朝7時半ごろ、漁港の道路で大きなごみ袋を持ってごみ拾いをしていた人がいて、ふと見たら専務理事でした。そして、あそこが一番今まで汚いところでありました。あの防波堤の根っこのほうに山ほどのごみがあって、いつも汚いところでよく仕事をしているなど思ったもので、本当にびっくりしたところですが、専務に聞くと新しく荷さばき所や製氷工場、それから岸壁も新しくなったと。それで、視察の方がたくさん来ると。そんな状況の中でごみがあったら恥ずかしくて仕方ないと。そういうことで漁協全部に命令をしているのだと、そういうことで、では漁協祭あったときに浜からおりてくるところも汚いねと言ったら、あそこいつも言っているのだけれども、どうもならないのだよねというように、名指しでは言えませんが、そういうところも注意して、専務、きれいにしていかなければならないねと、そういう話をしました。小学校も立派な北海道一の小学校あるし、ほほえみくらすも他に類を見ないような立派な施設でありまして、視察するところがいっぱいあるので、他町村からもたくさん視察に来ると思います。そんな中で国道、町道、道道、そんなところに古物の山積みになっているところもありますし、そんなものも前に注意したことはあると思うのですが、大変みっともないので、そんなものも見えないように囲いするか片づけるか、そういうふうにしてもらいたいと思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（本間順司君） 岩間議員の2点目の質問でございますけれども、漁港関係につきましては先ほどあわせて答弁したわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり漁港を持っている町村では、そういう愛護組合等をつくって自分たちの港をきれいにしているというところが多くございます。ぜひ古平でもそういう愛護組合なるものをつくっていただければなというふうに思っております。今荷さばき所、あるいは製氷施設等々ができまして、それからきれいな舗装も今完成するあその埠頭でございますけれども、本当に衛生管理型の埠頭ということで、今大きくPRで

きるような施設になってございます。我々いつも懸念するのは、それもそうですけれども、防波堤のところ余り人が行かないものですから、そこにごみがたまっているというようなことで、それやはり漁業者みずからも気をつけなければならないということでございます。

それから、もう一点、岩間議員が申しあげました某所のごみの散らかり方が、機会あるごとに注意はしているのですけれども、そのときはある程度きれいにはなるのですけれども、また同じような状態を繰り返しているということでございますので、さらに整理整頓するようお願いするというにいたしたいというふうに思っております。

それから、古物の問題でございますけれども、町の担当のほうからもたびたび改善について要請しているところではございますけれども、ただ古物商の場合産業廃棄物ではなくて、それこそ自分たちが使うというような、そういう要するにお金にかわるような、そういうものでございますので、なかなか産業廃棄物というふうな注意の仕方はできないというようなことございまして、ただできるだけ見ばえよく保管してくればいいのですけれども、見るからに議員おっしゃるとおり醜いスタイルで積まれておりますので、その点につきましても担当のほうからお願いをしているところでございます。一番いいのは、それこそ塀でも張ってもらえれば一番いいのですけれども、そういう違反の廃棄物につきましても先般道のほうでもヘリコプターを飛ばして監視した経緯がございまして、その後道のほうではそれらの場所を特定しながら注意をするというような方向に行っているようでございますので、そういうことも勘案しまして、これからそういう古物商等に対するそういう整理につきましてお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○4番（岩間修身君） 大変なことだと思えますが、そういう団体がたくさんあるようなので、1度会議でも開いて、古平町の町をきれいな町にしましょうというキャンペーンみたいなもので町民一体となってきれいにしていきたいと思えますので、何とぞよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは、次に堀議員、どうぞ。

○2番（堀 清君） 2つくらい町長に質問したいと思えます。

最初に、町道と公園の草刈りということで、まず草刈りに対しての金額というのをお知らせください。

そして、秋までに通常で3回はやっていないとは思っておりますけれども、回数を知らせてもらいたいと。

それで、最後になりますけれども、大体雑草というのは春先から秋までに3回くらい刈ってあると大体きれいな状態で過ごすことのできるのですけれども、そこら辺のものを徹底したいと考えているのですけれども、町長の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 堀議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の町道と公園の草刈りの費用でございますけれども、町道につきましても路肩の草刈りを初めとしまして街路樹の枝払い、あるいは冬囲いの設置、撤去、それから路面清掃を年間委託して維持管理しているところでございます。その費用につきましては年間160万9,000円を支出しております。公園につきましても、草刈りのほかにフェンスの設置、撤去、それから遊具冬囲いの

設置、撤去を年間委託しているわけですが、その費用につきましては年116万6,000円を支出しているところでございます。

それから、2点目の草刈りの回数でございませけれども、道路は基本的には議員おっしゃるように余り回数的にはやっていませんで、年1回程度、ところによっては2回というようなことで実施してございます。公園は丸山、みどり、あけぼの公園が各2回、それから中島、沢江、清丘、栄、明和公園が各1回ということで、沢江公園と冷水公園は近所のボランティアの方がやられているという協力がありまして、ありがたいなというふうに思っているところであります。

年3回の実施ということで、本当に議員おっしゃるとおり3回実施すれば大変きれいにいつも見られるわけですが、何としても予算、先ほどの高野議員の質問ではございませんけれども、予算の面もございませ。それから、また業者等もある程度限られるかなというふうに思っておりますので、できればある程度財源を捻出しながら、それから人員も確保しながらできるだけ回数をふやしてまいりたいというふうには思っております。

○2番（堀 清君） 答弁とすればあれなのですけれども、現実にはやっぱり草刈りの経費というのはそんなにかかっていないというような形の流れだと思うのですけれども、あと刈ってからの、刈った草を集めて別な場所に運んでいるのですけれども、逆に刈る手間よりもそっち側のほうが時間食っているような状態なのです。だから、確かに刈った後の草を集めてきれいにするというのは結構なのですけれども、やっぱり全部それをやらないで、場所によってはそのまま堆積しておいても十分大丈夫なところはたくさんありますので、やっぱりどうしても集めなければだめな場所と刈ったままの状態のできる場所というのはあると思うので、そこら辺もちょっと考え直してもらいたいということと、あと行革のときに町の職員も自分から草刈り等々を実行していくのだと聞きました。そういう中が現在では今全然なされていない状態だと思います。だから、やっぱりそういうことというのは確かに金銭のこともありますが、こうやって言うては悪いのですけれども、土日はやっぱり行政は休みになっているのですから、土日2日ともやれとはしゃべりませけれども、それなりにやっぱり協力できる方は協力して草刈り等々も、草刈り機械も五、六台何か段取りしているのありますので、全部がきちっと整備になっているかどうかまではわかりませけれども、やっぱりそういうこともやりながらというような形が大事でないかなと思うのですけれども、そこら辺町長の答弁をお願いします。

○町長（本間順司君） 今議員おっしゃるとおりかなり刈っても、集めて運んでいくのに時間を要するというようなことは、もう私のうちの目の前でわかっております。私も議員おっしゃるとおりうちの前の広場の草は、時々自分で刈っております。そういう意味からして、職員にもできるものであればそういうふうにしていただければなというふうには思っております。ただ、機械買うにしても、今刈り払い機もそんなに高いものでもありませんので、あと使い次第でございませから、ある程度できるかなという気もしますけれども、まずは自分のうちの周りを整理しながら、徐々に道路だとかそういうところに広めていくというようなことをしてもらえればなというふうに思います。

それから、行革のときの職員の草刈りににつきましては、林道と公共施設、集会所等は実施してお

りますけれども、なかなかその他につきましてはまだそういう段階ではないということをございまして、徐々にそういうことも広めていければなというふうには考えております。そういうことで、先ほど議員おっしゃられた刈りっ放しの場所とどうしても運ばなければならない場所と、やはり工夫しながらやっていけばある程度時間も確保できるかなというふうには思っております。なるべくそういう形にしたいというふうに思います。

○2番（堀 清君） 草刈りに対しては結構でございます。

あと、2つ目なのですが、期日前投票所ということについてちょっと聞きたいのですけれども、今回の選挙で自分も期日前投票というのを実行したのですけれども、たまたま車椅子の方を同乗して期日前投票というのをやってきたのですけれども、結構やっぱり車椅子というものに対して自分もそんなにやっていないものですから、その場所に行って、車椅子をつけて、投票所までの玄関から入ってその場所までというのが結構でこぼこもありますし、そういう車椅子が下がるような形のスロープもあるのですけれども、結構勾配もきついような感じというのを感じられますし、やっぱり結構車椅子で来た方というのは出入りするのが大変と捉えたのですけれども、町長の考えはどうか。

○町長（本間順司君） 本町の場合の期日前投票所は、ごらんとおり役場の半地下のところにございまして、議員おっしゃるとおり大変厳しい場所にはあります。それは、重々承知しております。ただ、そういう車椅子の方が来られた場合は選挙事務従事者がいろいろお手伝いしながらやっている状況でございまして、できるだけ不便をかけないようにやっているところでございます。投票事務、それから職員の配置等々を考えればほかに移すということはなかなか難しいことをございまして、でき得る限りお手伝いをしながら今の場所で続けていきたいなというふうに思ひまして、そのうち庁舎が新しくなればそういうものも自然と解決するのかなというふうには思っていますけれども、今のところ少し我慢いただければなというふうに思っております。

以上です。

○2番（堀 清君） 今介護に対してはきちっとした形をとるのだということ町長のほうで約束してくれましたので、このことに対してはそこら辺を徹底してもらいながら、場所的には現在の場所と、介護のほうをきちっとしてくれるということで自分としては了解できますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（逢見輝統君） 次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 町長に4点ほど伺いたいと思ひます。

まず最初は、独居高齢者の安否確認についてということで、余市町の福祉会で独居高齢者の安否確認をするため、センサーを玄関、トイレ、居間、3カ所に取り付け、設定された時間内に感知しない場合は福祉会に連絡が入り、利用者に電話連絡したり、連絡つかない場合家庭訪問をするそうです。緊急通報装置と違い、急な発病で身動きがとれなくなったときの早期発見につながり、孤独死を防ぐことができるように思ひますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

議員おっしゃる余市の福祉会の事業内容聞いてみました。目的としましては、単身高齢者が日々不安を感じている孤独死の課題に対して見守りシステムを組み合わせて在宅生活を支援するというような目的でございまして、システムとしましては玄関、トイレ、居間の3カ所に人感センサー、人を感ずるセンサーでございまして、それを設置しまして一定時間での感知状況によって、それこそ同法人の専用電話に自動通報が入る仕組みとなっております、法人の担当者が電話による安否確認や訪問確認を行うというようなシステムだそうでございます。これは、仙台市の防犯防災システム機器を開発、販売している会社が開発したということのようございまして、費用につきましてはセンサー等通信機器1戸当たり約4万円だそうでございます。利用者負担につきましては月額300円に設定されているというようなことでございます。

当町としましては、高齢化率も40%を超えておりまして、重要な課題であることは認識しておりますけれども、大変参考ではあると思っておりますけれども、まだ効果が余り、始めたばかりだそうでございますので、余り見えていないというようなことでございますので、少し様子を見てみたいというふうに思っております。最近ではさまざまなシステムが開発されてきて、これら従来のうちでやっている緊急通報と安否確認を組み合わせたシステム、モバイル端末を使用したシステム等々さまざまなシステムを考えられますことから、どれが当町の状況に合ったシステムか、これからそういうものも含めまして職員をどういうふうな配置をするのか、それから経費がどういうふうになるのか、そういうものも検討しながら考えてみたいというふうに思っておりますので、しばらくの間お時間をいただければというふうに思っています。

○9番（工藤澄男君） 過去古平町でも孤独死、私議員になってからでも年間に五、六人孤独死した時期もあったし、去年あたりもたしか2人か3人の方が孤独死されていると思います。

それで、確かに今古平町で使っている緊急通報装置というのはあくまで自分がぐあい悪いときにボタンを押すので、それでは確実にその人が元気というか、動けるといのはわかるのですけれども、結局孤独死する方というのは動けなくなって孤独死というのがほとんどで、例えば玄関前で倒れていたり、布団から起きれないでそのまま亡くなっているという、そういう動きで感知するという点では、私孤独死対策としてはこういう方法もいいのではないかとということで今回質問したわけです。それで、先ほど町長言っていましたけれども、1戸当たり4万ぐらいたと。費用は月300円ということで、それで余市の福祉会でも恐らく今試験段階だろうとは思っています。ですから、古平もこういうものもあるのであれば、こればかりでなく、また違う方法もあるのであれば取り入れてやってほしいと思っておりますけれども、今後の考えを。

○町長（本間順司君） 先ほど申し上げましたとおり今いろいろな機械が出回っておりますので、それらさまざまな機器がある中でどれが一番効率がいいのか、そういうものも今後研究しまして前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 2番目です。泊原発30キロ圏内での災害時の孤立数について。

泊原発30キロ圏内で大地震発生時などに土砂崩れなどで孤立する人数を国が調査し、北海道新聞が集計し、発表しましたが、北後志5カ町村のうち古平町と赤井川村が発表されておりません。古平町では孤立する人がいないということなのではないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 2点目の泊原発30キロ圏内での災害時の孤立戸数ということでございますけれども、6月17日の新聞報道でございますけれども、内閣府の調査であります。この調査の名称は、中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査のフォローアップ調査という名称だそうでございます。昨年2月に調査があって、回答しております。この調査につきましては、平成16年の新潟中越地震で多数の集落ががけ崩れ、道路が寸断され、孤立集落が多数発生したことにより平成17年に調査が行われ、その後平成21年と昨年2月にフォローアップ調査が行われたものでございます。

この集落の孤立の定義でございますけれども、中山間地域、沿岸地域、それから島しょ等の集落において道路交通、または海上交通による外部からのアクセスが地震、風水害による土砂災害や津波による道路の損傷及び船舶の停泊施設の被災により、人の移動や物資の流通が不可能となる状態になることと定義されているのが集落の孤立の定義でございます。あくまでも前提となる災害は、地震、水害、津波の自然災害であって、自然災害に伴う原発事故は調査の前提とはなっていないようでございまして、平野部での洪水も除外されているということでございます。

この調査では、地震、風水害による土砂災害及び津波による道路の不通により古平町で孤立する集落がないとした理由でございますけれども、急傾斜地の指定を受けている港町地区で土砂災害が発生しても、チョペタン林道を使用し、迂回が可能であるということ、それからチョペタン林道につきましては急傾斜地の指定は受けていない。古平余市間の国道229号が不通となっても、道道998号を使用して迂回が可能であるということの理由でございます。以上のことから、孤立集落のないことで報告しておりましたけれども、新聞報道における内閣府の孤立についての各町村の判断にばらつきがあったことは否めないというふうにコメントがございましたので、本町におきましても判断に迷うところがあったのは事実でございます。そういうことで、次回フォローアップ調査時には内閣府で調査が図られるものと思っておりますけれども、近隣町村や道とも連絡をとりながら共通認識のもとで報告をいたしたいというふうに考えております。あくまでも原発事故は除いておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） 原発は、今とりあえず置いておきますけれども、古平町の地形からいって過去に古平美国間の土砂崩れ、それから今度は豊浜トンネル、さらにその前にはワッカケの海岸線の崩落、それから当丸峠の土砂崩れと古平は常に土砂崩れが過去にもあり、今現在でも当丸なんかはあります。そして、もしここで言う大地震というものが起きて、土砂崩れがもしその箇所ですら起きてしまったら古平町は完全に孤立するのです、これ。それで、恐らく積丹町の2,035人というのは、そういうのを想定したような人数だと思うのです。ですから、古平もやはり今までなければいいのですけれども、大きな事故といいますか、土砂崩れ起きています。これからは起きないとは限りませんが、やっぱりそういうのを頭の中に置いておいてそういう人数的なものとか、これからの防災の避難の対策などに入れていったほうがいいのではないかと思います。積丹町でもやっぱり避難道路とかそういうものをこれから真剣に考えるしかないとかという、積丹町の職員の方もおっしゃっておりますけれども、やっぱり古平町も過去にそういう事故があったということと実際に土砂崩れで通行どめになったことが何回もあるということで、ぜひ古平町全町が孤立するという

のを念頭に置いてこれから対策を練ってほしいと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃるとおり過去にはさまざまなそういう崩落事故等がございました。多分積丹町でこういうふうに出てきたということは、近年においてもさまざまながけ崩れ等が発生しておりまして、道道にしろ国道にしろさまざまな災害復旧工事が行われておりますので、そういう意味からして積丹のほうが一番強く出てきたのかなというふうに思っておりますけれども、本町においても過去の災害等を基準にしながら、そういう先ほど申し上げましたとおり近隣町村等も認識と一緒に共有しながら報告をしてまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 今町長、前向きな答弁みたいにまず受けとめました。これからもこういう点しっかりとやっていただきたいと思います。恐らくこれだけの、例えばここで言う大地震となれば、先ほど触れないと言いましたけれども、恐らく泊原発も絡んでくると思います。

では、次行きます。合同墓についてということで質問いたします。道央の複数の自治体では、公営墓地での合同墓整備が進んでいるそうです。少子高齢化が進み、子や孫らによる維持管理が難しくなっているのが現状です。古平町でも例外ではありません。それで、町のお寺4軒とで話し合い、町とお寺で建設を進めたらよいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○町長（本間順司君） 以前にも別な議員さんから質問がございました。今火葬場の改築等々も考えておりますけれども、その合同墓との建立は別件ではございますけれども、火葬場の整備、今年度中に余市町と協議して結論を出すということにしてございます。その協議結果によっては町有地等の建立候補地も変更といいますか、そういうものも考えられることから、合同墓についてはその後検討することとしたいというふうに思っております。

それから、町とお寺でということでございますけれども、お寺によっては既に檀家に対する対策をとっていたり、相談によっては対応策を検討するというところでございますので、今後の状況にもよりますけれども、合同墓の建設については町として建設していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 合同墓なのですけれども、最近古平の方が札幌で亡くなりまして、そしてこれからだと思うのですけれども、お骨を古平の墓に納めたいという人がおります。それで、その方にはもう身寄りがありません。たまたま親切な人がいて、他人の方が今あるお墓に納めてくれるという話が進んでおります。実際にそういうようなところがこれからもふえると思うのです。それで、お寺のほうでも、何か先ほど違う議員さんからちょっと話聞きましたらお寺のほうにもあるのですけれども、ほとんど今満杯になってきている状態だということで、そして私が言いたいのは今満杯になっている状態であれば、お寺4軒としっかり話し合いして、お互いに例えばお金を出し合い、町でも出すということで合同でつくって、そして後ろに入った人の名前でも書いておけば、例えばふだん疎遠になっている家族の方が例えば遠くに行っている、古平に来たとき、ああ、うちの親はここにいるとか、うちの兄弟ここに入っているという、そういう親切心もあっていいのではないかとこの質問したわけです。今実際に墓も新しく建てている人はどんどん建てています。しかし、これもたまたま後継者がいるような人だったらいいのですけれども、後継者がいないよう

な人であれば恐らく無縁になるだろうと。それを想定しての私これ質問したのですけれども、何とか前向きな方向でこれを進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（本間順司君） 議員おっしゃる既に合同墓のあるところは宝海寺さんでございましてけれども、最初につくった合同墓はもう予約も入っていて満杯だそうでございまして。今2基目をつくるべく、先般町の墓地を永代使用ということで計画したそうでございましてけれども、それにつきましてはこれからの建立ということでございまして。あと、正隆寺さんと禅源寺さんにつきましてはそれぞれ先ほど申し上げましたとおり希望があれば永代供養の相談を行うというようなことでもございまして、正隆寺さんの場合は納骨先がない場合はお寺の納骨堂で預かるということも相談により可能だということでございまして。ただ、議員おっしゃるとおり今ある程度本家の墓に入れるといいますが、入るといような長男だとか、そういう跡継ぎであれば本家の墓に入れるのですけれども、ただやっぱりそういう子供たちのことを考えれば将来的にお参りしてくれるかどうかわからないというようなことで、そういう方でも合同墓を希望する人がおります。それから、本家に入れぬ次男以下ですか、そういう方々は本当に私の友達にもおりますけれども、もう今からそういう合同墓を希望している方もたくさんおられますので、そういうことも背景にしながら前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 今まで古平町では合同墓ではないのですけれども、例えば認定こども園だとか、それから古平小学校だとか、よその町より先駆けて常に新しいものを作って、よその町では大変古平はすごい町だということで、ぜひこの合同墓も、新聞報道によりますとほとんど市なのです、これ。町村は入っていないのです、この一覧表には。ですから、今までそういうことを進んでやってきた古平町であり、本間町長ですので、ぜひ町村として最初に合同墓を古平町がやったというぐらいの気構えでやっていただきたいと思います、そのように思います。

次に、4番目、これ沢江町の高波についてということなのですけれども、沢江町の住民から高波が来るたびに道路に上がってくるという話がありました。どうにかしてほしいということでしたが、何か対策を考えていただけないかということなのですが。

○町長（本間順司君） 本町の場合は発達した低気圧が通過するとき高波が特にあの地域は発生しやすいということで、強風であられるように波が護岸を超えるとことがあります。それは、我々も前々から承知してはございまして。沢江地区では過去に町道の護岸が波で侵食され、損傷したことがありましたけれども、それ以後は個人家屋含めて現在被害は確認されていません。町内一帯の海岸沿いには高波による被害を防ぐために消波ブロック、あるいは離岸堤がございましてけれども、全部北海道が設置している施設でございまして、これらが長年のそういう波浪等による侵食で沈下している場合もございまして、以前もそういうことで歌棄でしたっけ、そういう沈下しているところの護岸ブロックを積み直してもらってやった経緯がございまして。そういう経緯がございまして、何としても小樽建設管理部に要請するにしても、高波の場合のそういう現場写真がすごく大事でございまして、それらをなるべくしけのときに撮れるような感じで、これから証拠書類をつくりながら要請してまいりたいなというふうには思っておりますけれども、ただこれもある程度被害が出ないと小樽建設管理部でも何ともかんとおっしゃらないというようなこともありますので、ひとつ写

真を証拠書類にしてお願いしてみたいなというように思っております。

○9番（工藤澄男君） 今町長証拠写真とおっしゃいましたが、私のところに相談に来た方は女性の高齢者でひとり暮らしなので、写真など撮るといことはちょっと不可能ではないかと思っています。そして、私春先にも1度電話もらって見に行っただけですけれども、波に打ち上げられたごみももう道路いっぱいかなりの距離で散乱してしまっていて、これだったらあの辺に住んでいる人はやはりおっかないだろうと。そして、その原因私なりにちょっと考えてみたのですが、沖合に積んである波消しブロックと申しますか、あれのすき間、すき間から全部入ってきているのです、波が。その部分だけは護岸のそばまでもう海になっています。これは、その恵比寿橋までずっと見た限りではやっぱり大体すき間があいている部分に波まともに来ると。それがたまたま人のいるうちの前があいていたので、上がってきたのではないかと私思っています。ですから、例えばさらにあいている部分の沖にでももしもう一列やればまた波が少しでも弱くなるのかなと考えたのですが、これは町の仕事ではなく、道の仕事だろうと思えますし、そしてまた例えば護岸の上にかさ上げを例えば1メートルなら1メートルしようとなれば、これ恐らく町の仕事だろうと思えますし、それをやるようになるとまた莫大な金がかかると。恐らく経費がかかるので、お金がありませんという答えだろうと思うのですが、訴えてきた住民が安心できるようにまず何か、例えば町のほうからでも声をかけてやって、実はこれから考えますでも、こういうことを言ったら逃げになるのかもしれないかもしれませんが、そういうぐらゐの気持ちがあったり、先ほど証拠写真と言いましたが、やはりそういうときには町の職員が行ってちょっと見てみるとかというぐらゐの配慮があつていいのではないかと思うのですが、どうでしょう。

○町長（本間順司君） 私が言ったのは、その人に写真を撮れということではなくて、町のほうで行って、そういう証拠写真を撮りたいということの意味ですので、誤解のないようお願いしたいと思います。確かに沢江の海岸道路につきましては、ある程度波返しというふうな施工で上がってこないような、そういう施設でありましたけれども、最近のそういう波浪というものはかなり大きいものが来るといふようなことで、多分離岸堤もそれから見ればちょっと低いのかなといふような気がしますので、そういう議員おっしゃる離岸堤の間、それから高さ等々も小樽建設管理部のほうに相談してまいりたいといふふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） 沢江ばかりでなく、私がずっと見た限りではチョペタンの川あたりまでが波が直接恐らく上がってくるようなスタイルになっています。ですから、浜町から沢江にかけての波返しの見直しと申しますか、それに表に出してある消波ブロックの設置の仕方などをぜひ道のほうへ要望して、住民が安心できるような堤防にしてほしいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○町長（本間順司君） 以前もそれこそ議論になったこと、議論と申しますか、話題になったことがありますけれども、やはり古平の港の防波堤が延びたことによって波が沢江側のほうに寄るといふようなことも話題になりましたので、そういう原因もあつて波浪が高くなったのかなといふふうな気もしておりますし、それにつきましてもあわせてお願いしてみたいなといふふうに思っております。

○議長（逢見輝統君） ここで質疑途中でありますけれども、15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時14分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

それでは、次に寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 古平漁港の公衆トイレ、特にみなと公園の前のトイレについてなのですが、ちょっと1カ所訂正ありまして、中段に現在も共通トイレ、障害者用トイレが使用禁止となっていると書いていますが、きょうの朝ちょっと確認したところ使用可能になっていましたので、ここ削除でお願いします。

町民からの要望として、清掃の回数をふやして、トイレトペーパーの補充も徹底してほしい。水洗の流れが悪く、汚水が逆流するということが使用できない期間があり、根本的な原因を直してほしい。あとは観光客がふえるこれからの備え、共通トイレも常に使用できるように改善してほしい。かっぱなどをかけるよう指示した張り紙と小さなフックが1つだけついているという現状では利用者がわかりづらいのではないかな。

これら上記について、古平町としての対策を聞かせてほしい。よろしくをお願いします。

○町長（本間順司君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

漁港会館横の公衆トイレの件でございますけれども、このトイレは平成16年の3月31日に下水道が供用開始されたことに伴って、旧公衆トイレが老朽化していたために新築したトイレでございます。その年月日は18年の12月18日の新築でございます。

清掃につきましては、トイレトペーパーの補充を含め、業務委託契約により週3回、月、水、土に実施しているところでございます。町民から連絡があった際には随時職員、または委託業者が対処しているところでございます。多目的トイレにつきましては、これまでの間不心得な使用者による便器内の異物、飲食物だとか容器、衣類等も投入されておりまして、排水管が詰まることによる汚水の逆流や凍結事故が頻繁に発生したため、当面の間使用を見合わせていたところでございます。議員ご指摘のとおりこれから本格的な観光シーズンを迎えるに当たりまして、当該トイレの使用マナーの向上を訴えるなどして本町を訪れる観光客の皆様の使用いただけるよう改善してまいりたいと思っておりますけれども、今後も使用状況が改善されない場合には閉鎖せざるを得ない状況にありますこともご理解願いたいと思っております。かっぱをかけるフック等につきましては、至急修繕するとともに、わかりやすく環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（逢見輝統君） 寶福議員、まだありますか。

○5番（寶福勝哉君） この件に関しては終わります。

引き続きまして、プラスチック類ごみの収集についてなのですが、現状では第2週、第4週の収集となっていますが、月をまたぐ際、ときには3週間分たまることになり、ごみの集積場まで運ぶのも困難なときもある。また、自宅等にため込むのもプラスチックとはいえ不衛生だと思っております。

毎週の収集を希望いたします。対応を聞かせてください。

○町長（本間順司君） プラスチック類のごみの取り扱い、収集でございませけれども、現在は水曜日がプラごみ収集日となっております、第1、第3が新地方面、西部方面、第2、第4を浜町、沖町方面と設定しており、各家庭にすれば隔週となっております。町全体では第5週を除き、毎週収集しているというふうになってございます。基本的にはプラスチックごみは、ゆすぐなどして特別不衛生なものではなく、破碎したり、あるいは重ねるなどしてごみの体積を減らしながら隔週の収集に協力してほしいというふうに思っております。そうでなければ、それこそ袋の料金だけ、ごみもかさばるかわりに袋の料金もかさばっていくというようなことでございまして、工夫しながら出していただければなというふうに思います。月またぎの3週間分のたまるプラについてもそういう方法をしながらごみの減量に協力いただき、対応していただきたいというふうに思っております。

現状では委託先業者においてプラごみ収集の日の水曜日以外も燃えるごみ、燃えないごみ等により、月曜から金曜日まで1週間ずっと稼働している状況にあるため、収集日をふやすというのはなかなか難しいというふうなことでございます。そういうことで、では業者をふやせばいいかというふうになると結局運営上コスト高になるというふうなことで、皆さんの工夫によりましてご協力願えればなというふうに思っております。

○5番（寶福勝哉君） 了解しました。ありがとうございます。

○議長（逢見輝統君） それでは、次に真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） それでは、1件目の安全保障法について町長にお伺いします。

今国会に上程されています安全保障法関係なのですけれども、この法律が通りますと必ず戦死者が出るというふうに言われています。これは、過去の政府関係者も郎党、公衆の面前に立って訴えております。それと、自衛隊関係者もそうですけれども、かつて自衛隊の教育機関のトップであった新潟県加茂市の市長、この方も集団自衛権から始まって、こういう法案が出てきて成立していきますと、必ず徴兵制になるという予言しております。今回の憲法調査会でも与党側の推薦した憲法学者もこぞって今回の法案は憲法違反であるというふうに断じております。古平町からも自衛隊にたくさんの方が入隊されていますけれども、このような時期に町長としてははっきりと国に申すべき、そういうときではないかと強く感じる次第です。町長のお考えをお聞きしたい。

○町長（本間順司君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり現在安保法案をめぐってはさまざまな臆測がなされて、学者や参考人においても意見が分かれています。現在国会審議中でいまだに流動的でありまして、きょうの行政報告の冒頭でも申し上げましたとおり昨日会期の大幅延長をしたところでございます。ただ、国家の安全保障問題に関しては我々町村の一首長が単独で物申すというような域を超えておりまして、これまでも防衛問題に関しては町村会等で取り上げたことがないと思っております、国会での慎重審議をお願いしながら今後を注視してまいりたいというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 今回の法案については、単に国政の問題で意見が分かれているということではなしに、憲法に違反するかどうかということですごく問われていると。憲法学者の大半が憲法違反であるというふうに言っているのです。安倍総理の側は、合憲だという方もたくさんいらっし

やると言っておきながら数も言われないと。新聞紙上で俳句、短歌ありますけれども、3人以上いればたくさんというふうなことを言う人がいるけれども、国会にもいたと、こう風刺されておりますけれども、今は町長が言うように古平町長として態度を表明するわけにはいかないと、そういう段階ではないと思います。昨年の9月の町議会、それと今回の町議会で集団的自衛権の問題、それから安全保障法に関してきっぱり古平町議会はノーという、そういう姿勢を公にするのです。町民を代表する議会が機関としてこういう態度を表明するという、そういう状況にあります。町長として自信を持って言うてほしいと思うのですけれども、どうですか。

○町長（本間順司君） 各町村の議会を見ましても、昨年の今ごろですか、与党間で集団的自衛権の協議をしてございました。その中でもけんけんごうごうでございまして、いろいろ疑義がございましたけれども、与党間である程度意見がまとまったということで閣議決定されたところでございます。一応各町村の議会もそういうことで意見書等々は出してありますけれども、首長の表明した部分というのは余り見受けられなかったということでございまして、今回につきましてもその点につきましてはご勘弁願いたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 徴兵制については、自民党の石破さんが解釈会見で憲法違反ではないというふうに言っております。この安全保障法ができ上がっていきますと、次は必ず徴兵制の問題が出てくるだろうと、それから自衛隊を軍隊という正式名称で呼ぶような法案が出てくるだろうと、そう踏んでいるのです。実際に自衛隊の隊員は、ここ数年で非常に減っていると言われております。政府の危険な動きの中で。それで、自衛隊は募集に際して住民基本台帳の提出を自治体に求めたり、違法な動きを今全国的に展開しております。ですから、自衛隊員だとか新潟の加茂市長が予見するように徴兵制の問題というのは必ず出てくるだろうというふうに踏んでいるのです。

町長に求めたいのですが、こういうような憲法違反の動き、戦前回帰の動きをとめるためにもぜひとも勇気を持って態度表明してもらいたい。余市の元町長の上野さんは、余市9条の会の会員でした。公衆の面前に立ってそれを表明するような方でございましたけれども、こういう姿勢をぜひとも本間町長に求めたいなと思います。

次に行きます。ごみ収集の件です。一般質問でも取り上げてきましたけれども、生ごみ袋の小さい袋についての見直しを検討されておりますけれども、小樽、余市は生ごみ袋の小さいのは現在の古平町の10リッターと比べて5リッターで実施しています。古平町の結論は出たのでしょうか。

それと、小樽から始まって、小樽に倣って余市でも始められていることなのですが、ごみ出しに困っている方に対してふれあい収集という名称で事業を展開しております。余市では登録されている方が104名いらっしゃって、余市町によりますと安否確認を兼ねてこの事業を行っているそうです。ぜひとも古平でも見習って行うべきではないかと考えますけれども、町長のお考えを聞きたい。

それと、先ほど寶福議員も要望していましたが、隔週で行っているプラごみ収集、置き場に困っている方が随分といらっしゃいます。数年前に議会でも取り上げましたが、町長の今回の答弁は同じ内容でした。余市では毎週の収集でやっています。ですから、余市のように毎週収集ができますと、こういう町民からの要望も出てこないと思うのです。ぜひとも検討してほしいところなのですが、町長の見解を伺います。

○町長（本間順司君） ごみ収集の件でございませけれども、まず（イ）のほうでございませけれども、今小型家電リサイクルの開始や雑紙等ごみの分別種類の追加も検討してございませ。ごみの種類別の量など推計作業中でありまして、燃やせるごみ専用袋の5リッターについてはそれらとあわせて現在も検討中であるということございませ。

それから、口の余市町のふれあい収集、それにつきましては既に分別されたごみ、それから資源物を玄関先から収集して、安否確認の声かけをする事業だということ伺っておりまして、当町では比較的収集ステーションが多く、距離的にも平均に近距離であるということございませ。ただ、高齢者、あるいは虚弱な方にとっては容易ではないということは認識してございませ。当町ではステーションに運ぶことのほか、主に高齢者の方が分別ができなくてごみを捨てることができないという事例が多くあるというふう聞いてございませ。その要介護者等においては、必要な場合にはケアプランをつくる中でごみの分別、ごみ出し等を組み込んでいるケースがありまして、適切にサービスが提供されているところございませけれども、ほほえみくらすの入居者等により独居高齢者等の生活環境が改善されつつある中で、町による個別収集は今考えておりませ。ただ、今後高齢者、虚弱者の生活環境など把握しながら、必要があれば共助あるいはボランティア、各種制度への紹介等を含めて関係団体、機関と協議しながらこれらの対策を進めていきたいというふう考えておりませ。

それから、ハの問題については先ほど寶福議員にお答えしたとおりございませ。

○3番（真貝政昭君） 口については、本陣の方ですけれども、何とかごみステーションまでまだ行けるけれども、それ以上はちょっと歩行はゆるくなくなってきたという方が実際にいませ。それから、うちの母も90になりまして、そしてまだ達者ですけれども、いよいよそろそろ困難な状況が近づいているなど。それから、分別ができなくなっていくのは、高齢に伴って。これは、いたし方ない状況で、ますますそれが深刻化すると。そういう状況にあっても、自宅で生活している方がたくさんいらっしゃるだろうと。余市で104人登録されているということは、やはり古平、人口比で見ても、それなりにいらっしゃるというふうに踏んでいるのです。ぜひともそこら辺を把握して、ご検討願いたいと思う次第です。

それから、ハについては以前に取り上げたときは旭団地の方でした。実際に町営住宅の狭小住宅で住んでいて、寶福議員さんが上げたような3週にまたがってためていくような状況であれば本当に困る状況です。それと、一般家庭、私いろいろとプラごみを減量化やっていますけれども、やっぱり2袋、3袋ととてもプラスチック類のそれがたまっていくような時代になっています。実態を調べていただいて、町民の声を聞いていただいて対処していただきたいと。実際に有料化に踏み切ったのは町側の主導でやってきているわけですから、やはり町民が困っていることについてはある意味不満を解消していくという立場でぜひとも取り組むべきだと思いますので、改めて町長のお考えを聞きます。

○町長（本間順司君） どうも私余り実態といひませか、今議員おっしゃるある程度高齢で独居の方はそういうプラが大量に出るといひのはちょっと考えられないのですけれども、その辺がちょっと私の考え方とは違うところかなというふう思ひませ、家族が大勢であればそういうたまり方

も結構あるだろうけれども、家族が大勢いる方はごみ出しにはそんなに苦勞しないというようなことですので、そういういろんな方から実態を聞くというのもしかるべき方策でしょうけれども、どうもその辺がちょっと理解できないというようなことでございます。やはりプラの場合は工夫すれば幾らでも小さくなるというようなのが私がやっている経験でありまして、もしステーションが遠くにあるのであれば、何か前にエビかごを使いながら、その中にごみ袋を入れて収集を待つというようなことも、それは可能ですので、そういう方法がとればいいのではないかなというふうには思っていますけれども。

○3番（真貝政昭君） 町長、混乱しています。ごみ出しが困難な場合は、これは虚弱老人の場合です。プラごみは、一般家庭も困っています。私のところは2人ですが、それでも大量に出ます。そういう時代なのだと思います。やはり隔週で集めているところは出しそびれる場合もあるのです。いない場合もあるし。だから、そういうのも含めて、一般家庭も含めての話です、プラごみの毎週収集というのは、ごっちゃんにしないでいただきたいなど。ぜひとも検討をお願いしたいと。

それから、3点目に移ります。正隆寺、禅源寺脇の墓地手前の道路の拡幅について。名前はついていると思いますけれども、平たく言えば文化会館から墓地に至る、墓地に向かって右側が急斜面、急のり面です。ここは墓地参拝のときでも危ない場所ですけれども、ほほえみくらすが開設されて、役場までの距離なのですけれども、ほほえみくらすから役場のところへは、この墓場を通過して至る道路というのは高校の今の改善しようとしている坂を通過して役場にたどり着くまでの約半分が来れます。ですから、市街地にはほほえみくらす入居者が来る場合、またはほほえみくらすに用事があるて行く場合はこの墓地内道路を通過していくのが夏場通常になっています。それで、ルートを変えまして、勾配を改善する決定がされましたけれども、そのルートでは市街地にたどり着く距離がさらに延びるという状況になっています。冬場は仕方ないですけれども、夏場は自由に行き来するのにやはりこの墓地内道路を通るということで、ここの危ない箇所を何とか拡幅して、斜面下に転落するような事態を防ぐことはできないかという、そういう対策、道路改善の考えなのですけれども、それについて町長の考え方をお聞きします。

○町長（本間順司君） 議員がおっしゃる本通墓地通線でございますけれども、その区間の延長117メートルございます。道路幅員が今4メートルありまして、簡易アスファルト舗装ということで、お盆期間中は結構利用されます。本当に墓参銀座と言われるぐらい結構人の往来が激しいのですけれども、ふだんはそんなに使われていないというのが現状でございまして、ほほえみくらすの方々が町まで出てくるための近道ということで、ある程度そういう方が利用されるということはあるかと思えます。ただ、その道路を改良してまでそういう利便を図るべきかという、なかなか難しい話かなというふうに思っております。ある程度推移を見ながら検討していかなければならないのではないかなとは思っていますけれども。

○3番（真貝政昭君） 高校生が長いほうの距離を歩いていくというのは、これは歩けというようなことでやれますけれども、足が弱っている高齢者に長いほうを歩けというのは無理な話で、市街地の商店に聞きますとタクシーで来られ、タクシーで帰るという方法をとられている方もいらっしゃるのです。まだ歩けるうちはやはりこの道路を通るということで、これは近道という言い方かも

しれませんけれども、立派な町道ですから。それと、考えてみますとこの道路というのはとても危険。というのは禅源寺のほうへの車の出入り、それから正隆寺への車の出入りについても見通しが悪いし、狭いし、とても危険な箇所です。墓参ばかりでなくて、通常の葬儀がある場合、そういう場合も含めてこの道路は危険というふうに見たほうがいいのではないかと。ほほえみくらすを開設して、町長は推移を見ると言いましたけれども、そこら辺のことも検討課題として検討するべきではないかというふうに考えるのですけれども、改めて伺います。

○町長（本間順司君） 確かに見通しが悪いということは私も存じておりますけれども、それらにつきましてもお寺さんとも相談しながら、さっき言ったようにそういう推移を見てまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 次に、4件目の少年団活動への町所有の車の提供についてです。

福祉バスを購入することになりましたけれども、稼働状況はああいう少年団の活動は土日に集中しますけれども、教育長の報告でも積丹町と合同でやるような事態が続いております。それで、今までは町内の篤志家の寄附によって大型のバスで移動していたと。それが寿命が来て、工藤議員でしたか、少年団のほうから町に要請をするような動きがあるというふうに伺っています。私が要請を受けたのは、月何回か遠征する中でも1回でもそういう町の支援があってもいいのではないかと、そういうような要請の内容でした。工藤議員が取り上げたそういう要望活動というのは伺っていませんでしたので、その方の意向で今回取り上げた次第なのですが、少年団活動が合同チームでなければやれなくなってきた段階で、やはり支援を町として、町長が教育のほうに口を挟むような、そういう体制になりましたので、教育長もやりやすくなったというふうに言っていますので、実現できるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの少年団活動への町有車の提供についてでございますけれども、確かに篤志家から寄附いただいたバスで少年団活動していましたけれども、昨年底も抜けるということで廃車になりました。その中でもそういった篤志家の方たちから例えば車検代ですとか保険代、そういったものもいただいております。実際にバスの運行にかかわる経費として重量税を見るくらいの状況でした。これを廃止するに当たって、私のほうで伺っているのは今冬の管理、そういったものも非常に今なくなって、そういったものも大変なので、保護者同士のそういった車の乗り合わせでやっていくというふうに聞いております。今たまたま福祉バスの入れかえということでそういう要請活動に入ってくるのかなと思いますけれども、そういったしますと今までそういった篤志家からいただいていた車検代ですとかそういったものもなくなるので、非常に経費的にはかさむのかなと思っております。先ほど総務課長もそういった要請があれば受けるようなこと言っていましたけれども、それはまだまだそういった本当に父兄の中で話が煮詰まっているのかと伺いますと、私のほうでちょっと疑問持っています。ある方から聞くと、そういったことよりも、むしろそういった管理するよりも、今そうやっていくと30万から40万くらい年間かかるそうなのです。それよりもむしろ今はそういった車の乗り合わせで行ったほうがいいのではないかという意見も聞いていますので、今のこの問題についてはまだちょっと確かめたいところもありますので、その辺はきちっとしていきたいなと思っております。

そのほかに今年間60試合ほど土日、夏休みかけて町外へ出かけています。その分を今福祉バスで対応するという事になれば、これはもうほとんど無理になります。中体連のほうも含めて、私も中体連で認められる大会、それから少年団であれば今回の後志大会、それに対しては町有車、町の福祉バスを活用していますけれども、それ以外の大会については今現在ではそういった父兄のほうで対応してもらえないのかなと考えております。

○3番（真貝政昭君） 教育長の答弁は、私の質問と食い違いがありまして、提供というのは貸し出しという意味です。町所有ですから、管理責任は町にありますので、それを活用できないかという内容です。

それと、全ての遠征に対して全て応えろという要請ではなくて、月に1回でも2回でもという、そういう要請の内容でした。教育長の答弁ありましたように、そこら辺は関係者の意向等をきちんと把握して対応してもらいたいと。あくまでも全体の要望を受けての質問ではありませんので、そこら辺は配慮を願いたいと。

こういうふうに合同チームになりますと、両町にまたがって民間の親たちがいろんな経費を負担するというのは困難をきわめるはずなのです。問題も起きますし、そういう問題が起きるようなことは避けて、古平町ばかりでなくて、積丹町も入っているのだから、双方の車を提供してあげられるような道もあるのではないかと思いますので、これだけ子供が少なくなってきた中で少年団活動、野球に限らず、活発にさせるための道、方策をぜひとも考えてほしいなと思うのですが、どうですか。

○教育長（成田昭彦君） 町有バスについては、町有バスの利用要領というのをございまして、その中で対応しております。

私どもも中体連、それから小学校、少年団活動についてはその中には含まれてございません。ただ、町長の定めるところというのを利用しまして年1回後志大会、それから中体連についてはバスを利用させていただいております。私どももそのほかに社会教育団体等も活用したいわけですが、バスの利用頻度というのは非常に高いものでありまして、非常に難しいのかなと思っております。そういった中の取り決めで、今はその2点に絞って実施しております。ですから、それ以外の大会については利用しないということになっております。これからもそういった面では非常に難しいのかなと思っておりますけれども、あいているときに利用するという事なので、その辺はこれから今のバスの関係でもう一度担当の方と話し合いしながら進めていきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 中体連だとか小体連だとか名称が違うのですけれども、そういうのがあるのは平日ですね、一般的に。そういうときに貸すのはできるのだし、条例、または要綱で決めている内容も町長の考え方であるわけですから、そこら辺は柔軟に対応できるのではないかと考えています。

それと、土日については実態を調べていただいて、あいている様子があればやはり柔軟に対応して、先ほども申し上げましたように積丹町ともかかわりがあるので、ぜひとも連携をとってもらって進めていってほしいなと思っております。

次に移ります。5件目の北竜町で実施して注目されている高齢者運転免許証自主返納サポート事

業についてなのですけれども、この北竜町のやっているような事業を古平町でもやれないかと、これは高齢者からの要望でした。調べてみましたら交通安全対策上有効だということで実施しているようなのですが、古平町も高齢化率は自慢できるほど高いものですから、効果があるのではないかと、実際喜ばれる方向ではないかというふうに考えたもので一般質問の項目に挙げました。町長のお考えを聞きます。

○町長（本間順司君） 今高齢化で大変認知症との関係で高齢者の運転が危惧されている時代に来ております。高速道路を逆走したりして、結構事故が起きているということでございます。運転免許証は資格者証ということで、町村が返納を求めるといったものではないのですけれども、今議員おっしゃるとおり家族が運転に不安を感じているけれども、本人に運転をやめる意思がないだとか、それから本人も運転に不安を感じているが、移動手段として運転しているとか、それから運転免許証を身分証明として使っているとか、そういうケースが多々見られるわけでございますけれども、今後の事業展開としましては高齢者等の認知相談及び交通安全対策事業の担当係と警察とで連携をとりながら本町の状況を把握し、必要に応じて適切な助言だとか指導及び事業の実施も検討してまいりたいというふうに思っております。敬老会だとか身体障害者協会あるいは南寿会、たけなわ学級などで注意喚起をするというようなこともやっていきたいなというふうに思っております。議員おっしゃるのは事業の展開ということでございますけれども、それらもその状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○3番（真貝政昭君） 最後の選挙投票率向上対策です。今回の町議選挙に際しまして、高齢者の意見をいろいろ伺いました。期日前投票で2点ありました。文化会館の当日の投票所、これは周りから見られているようで、雰囲気としてああいう雰囲気は好きでないという高齢者の意見が随分ありました。それに比べて役場、半地下の部分で期日前投票やっていますけれども、あそこの雰囲気はそれに比べて行きやすいという、そういう声をたくさん聞きました。ぜひとも立ち会っている選管の関係者から意見を伺ってほしいなと思うのですけれども、期日前の投票所になぜ行くかという注目される意見は、当日の文化会館への坂、これを上るのが苦痛になってきたと。足が達者でなくなったということです。それで、会館に行かずに期日前の役場で済ませると、こういう声もたくさん聞きました。当日強風でした。行くとおっしゃっていた高齢者がこの風に押されて行かなかった方随分いらっしやると。私も心配していましたが、案の定やっぱり風に立ち向かうだけの脚力がないと。それで、雨もそうでしょうけれども、タクシー代をかけてまで投票所に行く経済的な余裕がないという方が随分といらっしやるということもわかりました。

今回の国政選挙の場合ですけれども、古平町は余り成績がよくないです。私の妻の実家が利尻島なのですけれども、2つの町があります。2つの町で投票率を競い合っていると。選管は、有権者の名簿を見まして、時間内にまだ来ていないと自宅に電話をかけるのです。まだ来ていないけれども、どうしたのですかと。迎えに行く場合もあるみたいです。副町長もご存じかと思っておりますけれども、どこかの町で投票所を減らすかわりにバスを仕立てて投票所に運ぶという、そういう町もあらわれたのですけれども、限界集落だとか高齢化に伴って各選管がいろいろと考えておられるようですけれども、古平町のこういう実態を見まして、やはり投票率向上のためには選管が有権者に対

してその権利を今までとは違った観点で十分に実現させてあげると、そういう取り組みが必要ではないか、そういう段階に来たのではないかというふうに考えます。ぜひとも検討をすべきではないかというふうに思いますけれども、町長のお考えを聞きます。

○町長（本間順司君） 本町の場合の投票率、何の選挙でも管内では下から2番目、3番目というような投票率がずっと続いているところでございます。町民性といいますか、そういうものがあるのだろうと思いますけれども、ただ私は投票所まで遠いので、投票率が悪いというような気はしないのでございまして、今そういうバスの送迎を行っている管内の蘭越町、寿都町でございますけれども、2つの町村は投票所の統廃合で投票所が減ったということで、その距離が遠くなったから、そういう便宜を計らっているというのが多いわけでございまして、本町みたいに昔から変わっていないところはそこまでする必要があるのかなというふうな、高齢化によって大変大儀になっていることは理解できますけれども、ある程度そういう期日前投票等を利用して来やすいときに来てもらうというのが今の現状だと思いますので、あえてそういう送迎制度というのは今のところ考えておりません。

○3番（真貝政昭君） 期日前となれば役場だけが投票所ですから、御崎町から期日前だからといって役場まで足を運ばせるという、そういうのはちょっと無理が出てくるのではないかと思うのです。それにしても、ぜひともこれは検討課題で、投票率向上を選管は求めているわけですから、ぜひとも研究されて、対応すべき課題ではないかと思えます。

終わります。

○議長（逢見輝統君） 以上をもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時13分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第3号から第7号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号から第7号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見案第3号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第3号 憲法を守り、集团的自衛権の行

使を具体化する法案の廃案を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第3号 憲法を守り、集团的自衛権の行使を具体化する法案の廃案を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第4号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、意見案第4号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第4号 小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第5号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第3、意見案第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第5号 介護保険制度の現行水準維持と「新しい総合事業」の移行にかかる意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第6号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第4、意見案第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第6号 マイナンバー制度の施行中止・撤回を求める意見書を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第7号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第5、意見案第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第7号 オスプレイの運航を即時中止し、新たな配備計画を撤回することを求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 所管事務調査通知書

○議長(逢見輝統君) 日程第18、所管事務調査通知書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第72条第1項の規定によって、お手元にお配りしました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決定いたしました。

◎日程第19 所管事務調査通知書

○議長（逢見輝統君） 日程第19、所管事務調査通知書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第72条第1項の規定によって、お手元にお配りしました通知書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第21 議員の派遣について

○議長（逢見輝統君） 日程第21、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りします。配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これにて本日の会議を閉じます。

平成27年第2回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時22分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員